

# 市政記録

2022年版

【第1分冊】

第1部 市勢編／第2部 市政編 第1章～第5章





# 市政記録

## 2022年版

### 横浜市き章



横浜市き章は、明治42年の開港50周年を記念して、市民の皆さんから募集してつくられたもので、ハマの2字をデザインしたものが採用されました。

公示は同年6月5日。

地質は白、き章は赤です。

### 市の花「バラ」



横浜市の花「バラ」は、花と緑あふれる横浜を創造するシンボルとして、平成元年9月23日市民の皆さんにより定められました。

西洋バラの多くは開港間もない横浜から日本へ上陸したといわれ、その後1世紀以上にわたって市民の皆さんに親しまれています。

# 横浜市歌

わが<sup>ひ</sup>日<sup>もと</sup>の本<sup>しまぐに</sup>は島国よ

あさ<sup>ひ</sup>朝<sup>うみ</sup>日<sup>うみ</sup>かがよう海に

つら<sup>な</sup>連<sup>しまじま</sup>りそばだつ島々なれば

あら<sup>くに</sup>ゆる<sup>ふね</sup>国<sup>かよ</sup>より舟こそ通え

され<sup>みなと</sup>ば<sup>かずおお</sup>港の数多かれど

この<sup>よこはま</sup>横浜にまさるあらめや

むか<sup>おも</sup>し<sup>や</sup>思<sup>けむり</sup>えばとま屋の煙

ちら<sup>た</sup>り<sup>た</sup>ほらりと立てりしところ

いま<sup>ふね</sup>はもも<sup>ちふね</sup>舟もも千舟

と<sup>み</sup>ま<sup>み</sup>泊るところぞ見よや

は<sup>さか</sup>て<sup>ゆ</sup>果なく栄えて行くらん<sup>よ</sup>み代を

か<sup>たから</sup>ざ<sup>い</sup>飾る宝も入りくる<sup>みなと</sup>港

## 横浜市歌

森 林太郎(鵠外) 作词  
南 能 衛 作曲  
市歌普及委員会 補修編曲

Tempo di marcia (♩ = 88 - 104)

わ が ひ の も と は し ま ぐ に よ  
い ま は も も ふ ね も も ち ふ ね

あ さ ひ か が よ う う み に つ ら な り そ ば だ つ  
と ま る と こ ろ ぞ み よ や は て な く さ か え て

し ま じ ま な れ ば あ ら ゆ る く に よ り ふ ね こ そ か よ え  
ゆ く ら ん み よ を か ー ぎ る た か ら も い り く る み な と

Tranquillo

さ れ ば ー み な と の か ず お ー ー か れ ど こ の

よ ー こ は ま に ま さ る ー あ ら め や む か

し ー お も え ば ー と ま や の ー け む ー り ち ら

り ー ほ ら り と ー た て り し ー と こ ー ろ

D. S. alla Fine

市 長 山中 竹春

市会議長 清水 富雄

副市長 平原 敏英

市会副議長 高橋 正治

副市長 城 博俊

副市長 伊地知 英弘

副市長 大久保 智子

# ●市政記録2022年版目次●

<b>第1部 市勢編</b> .....	1
市域 .....	2
気象・地震 .....	4
人口 .....	5
横浜のあゆみ .....	7
横浜の経済 .....	11
横浜港 .....	12
<b>第2部 市政編</b> .....	15
第1章 横浜市基本構想（長期ビジョン）と横浜市中期4か年計画 ..	16
第2章 令和4年度予算と主要事業 .....	19
第3章 市政への提言と指針 .....	29
第4章 市政の仕組み .....	32
第5章 18区のプロフィール .....	40
第6章 各局統括本部の事業案内 .....	79
温暖化対策統括本部 .....	80
デジタル統括本部 .....	82
政策局 .....	84
総務局 .....	94
財政局 .....	99
国際局 .....	106
市民局 .....	109
文化観光局 .....	120
経済局 .....	127
こども青少年局 .....	137
健康福祉局 .....	145
医療局・医療局病院経営本部 .....	169
環境創造局 .....	174
資源循環局 .....	190
建築局 .....	198
都市整備局 .....	206
道路局 .....	214
港湾局 .....	226
消防局 .....	235
水道局 .....	243
交通局 .....	249
教育委員会 .....	255
公立大学法人横浜市立大学 .....	266
付 録	横浜市機構図



---

# 第 1 部

---

# 市 勢 編

---

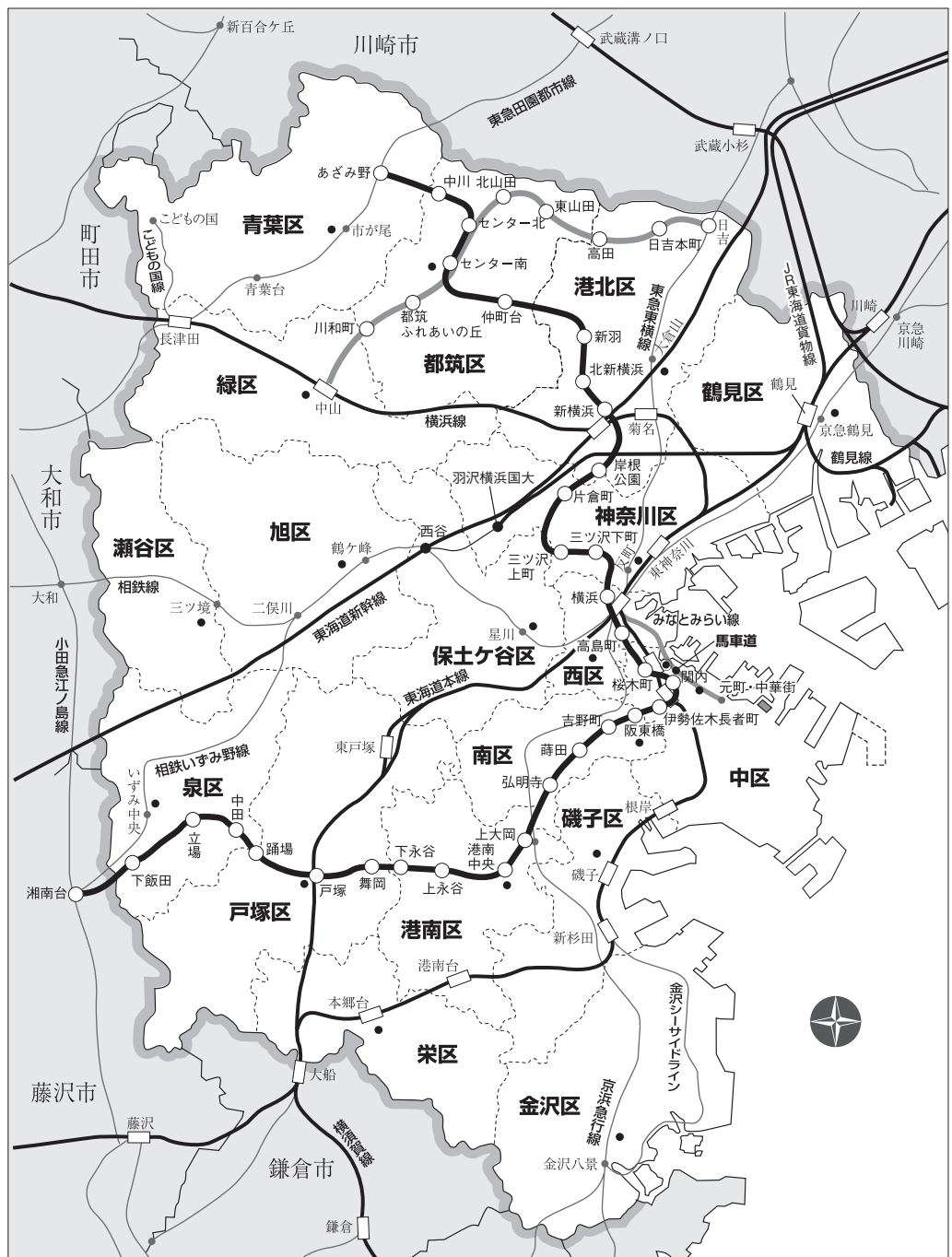
- 市 域
  - 気象・地震
  - 人 口
  - 横浜のあゆみ
  - 横浜の経済
  - 横浜港
-

# 市域

横浜市は神奈川県東端に位置し、東は東京湾、北は川崎市、西は町田市・大和市・藤沢市、南は鎌倉市・逗子市・横須賀市に接しています。横浜市の中心部から東京都心部までは、約30キロメートルです。我が国を代表する国際貿易港である横浜港を基盤として、首都圏の中核都市としての役割を担っています。総面積は、約435平方キロメートルで、これは東京23区の約7割にあたります。

## 市の位置

東西 23.6 キロメートル  
 (東経 139° 27' 53" ~ 139° 43' 31")  
 南北 31.1 キロメートル  
 (北緯 35° 18' 45" ~ 35° 35' 34")



凡 例	
●	市役所
●	区役所
—	市営地下鉄ブルーライン
—	グリーンライン
—	みなとみらい線
—	JR線
—	その他の路線
—	市境
---	区境

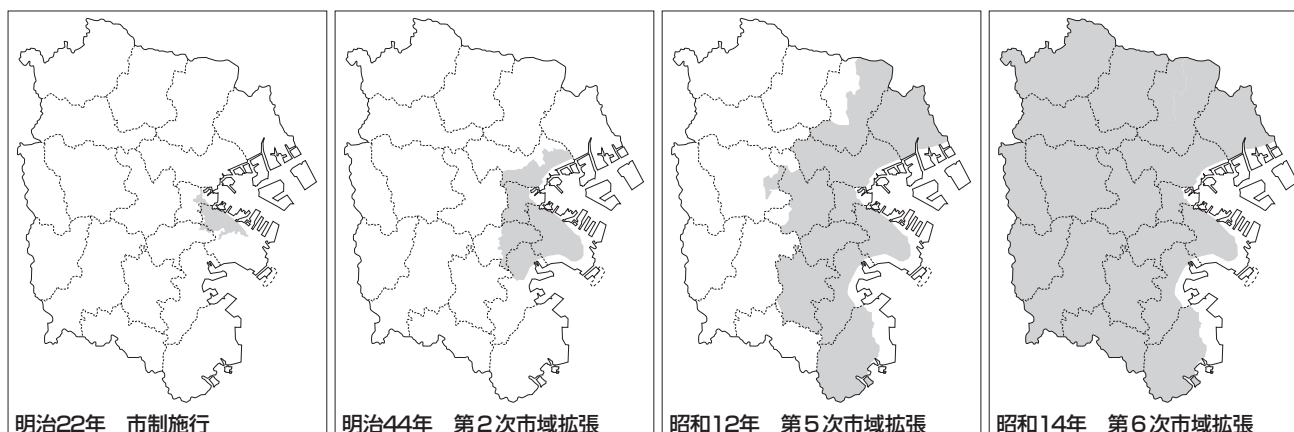


■市制施行後の市域拡張と行政区再編成

年月日	事項	面積	拡張地域
		km <sup>2</sup>	
明治22.4.1	市制施行	5.40	
34.4.1	第1次市域拡張	24.80	久良岐郡戸太町、本牧村、中村、根岸村、橋樹郡神奈川町、保土ヶ谷町の一部
44.4.1	第2次市域拡張	36.71	橋樹郡保土ヶ谷町の一部、子安村の一部、久良岐郡屏風浦村の一部、大岡川村の一部
大正9.10.1	-	37.03	第2次市域拡張の数値に千若町、守屋町の埋立てを加えた数値
昭和2.4.1	第3次市域拡張	133.88	橋樹郡鶴見町、旭村、大綱村、城郷村、保土ヶ谷町、都筑郡西谷村、久良岐郡大岡川村、日下村、屏風浦村
2.10.1	区制施行	-	<b>鶴見区、神奈川区、中区、保土ヶ谷区、磯子区</b> が誕生
10.10.1	-	135.63	第4回国勢調査の際、「全国市町村別面積調」による内閣統計局の公表数値
11.10.1	第4次市域拡張	168.02	久良岐郡金沢町、六浦荘村、鎌倉郡永野村
12.4.1	第5次市域拡張	173.18	橋樹郡日吉村の一部
14.4.1	第6次市域拡張	400.97	都筑郡新治村、田奈村、中里村、川和町、新田村、中川村、山内村、都岡村、二俣川村、鎌倉郡戸塚町、川上村、豊田村、大正村、中和田村、中川村、瀬谷村、本郷村
//	区新設	-	<b>港北区、戸塚区</b> が誕生
18.12.1	行政区再編成	-	中区から <b>南区</b> が誕生
19.4.1	〃	-	中区から <b>西区</b> が誕生
23.5.15	〃	-	磯子区から <b>金沢区</b> が誕生
25.10.1	-	408.66	第7回国勢調査の際、「国勢調査結果報告」による総理府統計局の推定数値
30.10.1	-	405.56	第8回国勢調査の際、「国勢調査結果報告」による総理府統計局の推定数値
35.10.1	-	405.60	第9回国勢調査の際、「国勢調査結果報告」による総理府統計局の推定数値
40.10.1	-	412.94	第10回国勢調査の際、「国勢調査結果報告」による総理府統計局の推定数値
44.10.1	-	417.29	建設省国土地理院公表の数値
//	行政区再編成	-	南区から <b>港南区</b> 、保土ヶ谷区から <b>旭区</b> 、港北区から <b>緑区</b> 、戸塚区から <b>瀬谷区</b> が誕生
45.10.1	-	417.63	建設省国土地理院公表の数値
50.10.1	-	421.46	〃
55.10.1	-	426.72	〃
60.10.1	-	430.75	〃
61.10.1	-	430.80	〃
61.11.3	行政区再編成	-	戸塚区から <b>栄区、泉区</b> が誕生
62.10.1	-	431.57	建設省国土地理院公表の数値
平成3.10.1	-	433.17	横浜市区別町別面積調の数値
6.11.6	行政区再編成	-	港北区、緑区から <b>青葉区、都筑区</b> が誕生
令和4.3.25	埋立地編入	435.95	埋立てによる拡張（複数回）
現在			

(注) 1 大正9年第1回国勢調査の際、内閣統計局の公表数値は33.00km<sup>2</sup>です。  
 2 昭和25年の建設省地理調査所公表の数値は408.9km<sup>2</sup>です。  
 3 昭和30、35、40年の面積は金沢区と横須賀市の境界未定のため、総理府統計局の推定数値を掲載しました。

市域の変遷



# 気象・地震

## 令和3年の気象・地震概況

### ■全般

1月は、上旬から中旬にかけては晴れた日が多くなりましたが、下旬は本州付近を低気圧が通過しやすかったため、天気は短い周期で変化しました。2月は、高気圧に覆われて晴れた日が多くなりました。3月は、上旬および下旬は、低気圧と高気圧が交互に通過したため、天気は数日の周期で変わりました。中旬は高気圧に覆われて晴れた日が多くなりました。また、低気圧が本州付近を発達しながら通過した影響で、大雨となった日もありました。4月は、高気圧に覆われて晴れた日が多くなりましたが、低気圧や前線が通過した影響で、大雨となった日もありました。5月は、上旬は高気圧に覆われ晴れた日もありましたが、中旬以降、前線が本州付近に停滞しやすく、曇りや雨の日が多くなりました。6月は、月の前半は高気圧に覆われて晴れた日が多くなりましたが、後半は前線が停滞し、曇りや雨の日が多くなりました。7月は、梅雨前線の活動が活発となった期間前半は、曇りや雨の日が多く雷を伴った大雨となった日もありました。期間後半は、梅雨明け後高気圧に覆われた日が多くなりましたが、上空の寒気の影響により雨や雷雨となった日がありました。8月は、月をととして湿った空気が流れ込みやすかったため、曇りや雨の日が多くなりました。

特に、中旬は前線が停滞したため、大雨となった日もありました。9月は、月のはじめから中旬は、前線が停滞したため曇りや雨の日が続き、中旬の後半は台風の接近や前線の影響により大雨となった日がありました。下旬は高気圧に覆われて晴れた日が多くなりました。10月は、高気圧に覆われて晴れた日が多くなりましたが、低気圧や前線および湿った空気の影響で天気は数日の周期で変化しました。また、台風の影響により暴風雨となった日もありました。11月は、高気圧に覆われたことや冬型の気圧配置となったことにより概ね晴れた日が多くなりましたが、低気圧や前線の通過により雨が降った日もありました。12月は、高気圧に覆われたことや冬型の気圧配置となったことにより、晴れた日が多くなりましたが、上旬と中旬には、低気圧や前線の通過によりまとまった雨となった日がありました。

### ■気温

横浜の年平均気温は、17.0℃（年差 +0.8℃）で年よりかなり高くなりました。

### ■降水量

横浜の年降水量は、2056.5mm（年比 119%）で年よりかなり多くなりました。

### ■日照時間

横浜の年間日照時間は、22158時間（年比 110%）で年よりかなり多くなりました。

### ■神奈川県に影響を及ぼした台風

9月7日にフィリピンの東で発生した台風第14号は、西寄りに進み、台湾の東海上で北寄りに進路を変え東シナ海に進みました。しばらく停滞した後、16日頃から進路を東寄りに変えて

17日19時前に福岡県福津市付近に上陸、18日00時過ぎには愛媛県松山市付近に再上陸しました。台風は四国を横断し、18日06時過ぎに和歌山県有田市付近に再上陸した後、紀伊半島を横断して海上へ抜け、18日15時東海道沖で温帯低気圧に変わりました。この台風の影響により、県内では、住家の床上・床下浸水や崖崩れ・土砂崩れが発生しました。

なお、令和3年の台風の発生数は22個（年平均値25.1個）で、接近数（全国）は12個（年平均値11.7個）、上陸数（全国）は3個（年平均値3.0個）でした。

### ■地震

横浜地方気象台（横浜市中区山手町）で震度1以上を観測した地震は、44回発生しました。

また、横浜市内で震度3以上を観測した地震は、以下のとおり11回発生しました（発生日、震央地名、横浜市内の最大震度）。

- 2月13日 福島県沖 震度4
- 3月16日 茨城県南部 震度3
- 3月20日 宮城県沖 震度4
- 5月1日 宮城県沖 震度3
- 10月7日 千葉県北西部 震度5弱
- 11月17日 神奈川県西部 震度3
- 11月20日 東京都多摩東部 震度3
- 12月2日 茨城県南部 震度3
- 12月3日 山梨県東部・富士五湖 震度3
- 12月3日 山梨県東部・富士五湖 震度3
- 12月12日 茨城県南部 震度3

（横浜地方気象台まとめ）

令和3年（2021年）横浜地方気象台年表

横浜地方気象台

	海面気圧 (hPa)		平均気温 (°C)		日最高気温 (°C)		日最低気温 (°C)		相対湿度 (%)		平均雲量 (10分比)	日照時間 (時間)	日照率 (%)
	平均	年	平均	年	平均	年	平均	年	平均	年			
平成27年	1014.1	1013.7	16.7	16.2	20.5	20.2	13.6	13.0	70	67	6.9	2076.1	47
28年	1014.4	1013.7	16.9	16.2	20.7	20.2	13.7	13.0	70	67	7.2	1935.2	44
29年	1013.1	1013.7	16.3	16.2	20.3	20.2	13.0	13.0	67	67	6.6	2174.6	49
30年	1014.2	1013.7	17.1	16.2	21.1	20.2	13.9	13.0	68	67	6.7	2194.6	50
令和元年	1014.0	1013.7	16.9	16.2	20.9	20.2	13.7	13.0	68	67	3.4]	2020.7	46
令和2年	1013.9	1013.7	17.0	16.2	20.9	20.2	13.8	13.0	70	67		2005.1	45
令和3年	1014.3	1013.7	17.0	16.2	21.1	20.2	13.7	13.0	68	67		2215.8	50
1月	1017.1	1015.6	6.2	6.1	10.2	10.2	2.5	2.7	56	53		185.3	60
2月	1014.8	1015.9	9.1	6.7	13.8	10.8	4.6	3.1	48	54		227.4	75
3月	1017.3	1015.1	13.2	9.7	17.6	14.0	9.5	6.0	62	60		191.1	52
4月	1017.7	1013.8	15.2	14.5	20.1	18.9	11.4	10.7	60	65		218.5	56
5月	1009.5	1011.8	19.6	18.8	23.6	23.1	16.6	15.5	73	70		162.6	38
6月	1010.2	1009.0	22.7	21.8	26.8	25.5	19.9	19.1	76)	78		148.5	34
7月	1010.5	1008.7	26.0	25.6	30.1	29.4	23.4	22.9	82	78		189.5	43
8月	1010.0	1010.0	27.5	27.0	31.2	31.0	24.8	24.3	79	76		191.7	46
9月	1014.8	1012.9	22.6	23.7	26.0	27.3	19.9	21.0	80	76		115.2	31
10月	1018.4	1016.5	18.7	18.5	22.5	22.0	15.6	15.7	74	71		171.0	49
11月	1016.0	1018.1	14.3	13.4	18.5	17.1	11.0	10.1	63	65		208.7	68
12月	1015.8	1016.9	8.8	8.7	12.8	12.5	5.0	5.2	57	57		206.3	68

	平均風速 (m/s)	最多風向 (16方位)	降水量 (mm)	階級別日数						震度1以上の地震回数	
				日最大風速 (m/s)		日降水量 (mm)					
				≥10.0	≥15.0	≥0.0	≥0.5	≥1.0	≥10.0		≥30.0
平成27年	3.4	N	1836.0	24	1	204	132	119	57	18	40
28年	3.4	N	1969.5	24	1	217	132	116	53	18	50
29年	3.5	N	1628.5	34	1	196	111	97	48	16	43
30年	3.7	N	1573.5	38	2	195	117	104	52	21	47
令和元年	3.5	N)	1937.0	33	2	224	130	111	49	13	40
令和2年	3.6	N	1687.5	36	0	228	128	108	46	18	51
令和3年	3.5	N)	2056.5	35	2	214	119	105	47	17	44
1月	3.3	N	46.5	2	1	8	6	5	2	0	3
2月	4.0	N	97.5	4	0	5	2	2	1	1	2
3月	3.9	N	219.0	7	0	18	10	8	5	3	4
4月	3.7	N	155.5	6	0	17	7	7	4	2	3
5月	3.9	SW	113.5	4	0	22	14	12	4	1	5
6月	2.9	SSE	113.5	1	0	26	15	13	5	0	2
7月	2.7	S	368.0	1	0	25	13	12	5	3	0
8月	3.7	SSW	274.0	4	0	24	13	10	5	2	4
9月	3.2	N	197.5	0	0	25	15	13	6	2	3
10月	3.6	N	209.5	1	1	24	13	12	4	1	5
11月	3.3	N)	127.5	1	0	9	5	5	3	1	7
12月	3.6	N	134.5	4	0	11	6	6	3	1	6

注1 年平均値は、1991年～2020年までの30年間の平均値である。注2 震度1以上の地震回数は、横浜市中区山手町で震度1以上を観測した地震の回数である。  
注3 データに付加した「)」は、許容範囲内の欠測を含む値である（準正常値）。注4 データに付加した「)」は、許容範囲を超える欠測を含む値である（資料不足値）。  
注5 目視観測自動化にともない、2019年2月1日以降、雲量は観測しない。

# 人口

## ■人口の動き

令和2年国勢調査結果に基づく令和4年1月1日現在の横浜市の総人口は3,772,029人、世帯数は1,766,617世帯でした。また、男性は1,862,325人、女性は1,909,704人であり、1世帯あたりの人員は2.14人でした。

昭和40年以降の横浜市の人口の推移をみると、48年に250万人を超え、53年に東京都区部に次いで大都市中第2位となりました。昭和60年に300万人を超え、平成14年に350万人を、25年には370万人を突破しました。

平成以降の人口増加数の動きをみると、7年に7,049人に低下した後、13年に36,405人に増加しましたが、その後は減少に転じ、22年以降は小さく増減を繰り返しながら1万人未満で推移しています。29年に1,988人と大きく減少した後、令和元年に8,985人まで増加しましたが、2年は5,278人と再び減少し、3年はマイナス4,257人と人口減少に転じました。

## ■令和3年中の社会増加数

経済の拡大期には、東京圏への人口集中に伴い、社会増加数（≒転入数－転出数）が自然増加数（＝出生数－死亡数）を上回る伸びを示しました。

その後の景気低迷のなかで社会増加数は年々低下し、平成6年には社会減（転出超過）となりました。平成8年から再び社会増（転入超過）となりましたが、13年をピークに徐々に低下し、23年に再び社会減となりました。24年以降は社会増となり、増減を繰り返しながら上昇傾向にあります。

令和3年中の転入者数は前年より3,030人少ない139,021人、転出者数は前年より3,800人多い131,362人で、その他の異動数を加えた社会増加数は7,200人となりましたが、前年に比べると6,281人減少しています。行政区別の社会増加数では、都筑区、栄区、港南区の順で多くなっています。

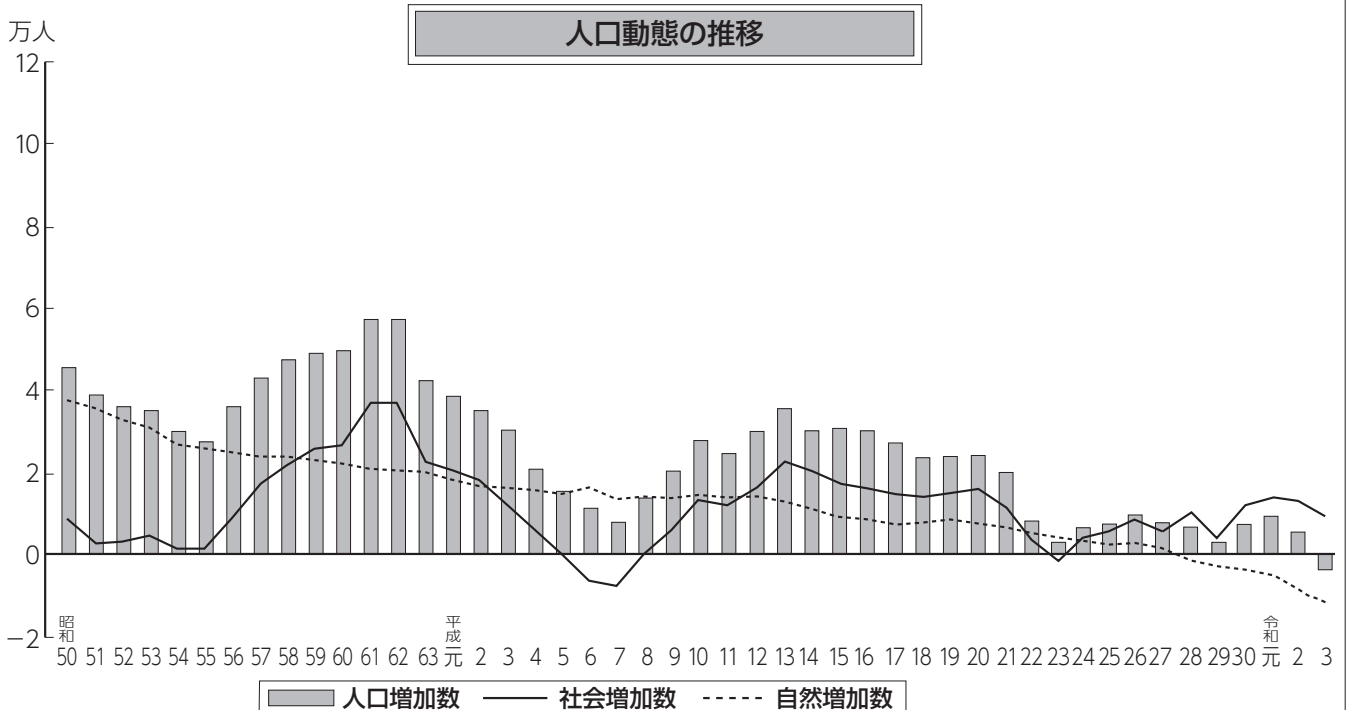
## ■令和3年中の自然増加数

出生数は第2次ベビーブーム（昭和46年～49年）をピークにその後減少し、昭和61年以降は3万人台前半で推移していましたが、平成28年に3万人を割り込みました。一方、死亡数は増加傾向にあり、28年に出生数を上回ると、以降は自然増加数のマイナスが続いています。

令和3年の出生数は24,876人、死亡数は36,333人で、自然増加数は11,457人のマイナスでした。

## ■行政区別の人口

令和4年1月1日現在の人口を行政区別にみると、最も多いのは港北区の359,521人で、以下青葉区311,146人、鶴見区295,580人と続いています。人口が最も少ないのは西区の104,483人で、栄区120,613人、瀬谷区122,052人の順となっています。



## ■昼夜間人口

(令和2年国勢調査)

昼間人口とは、横浜市の常住人口(夜間人口)に、市外に常住し市内に通勤・通学する者の数(流入人口)を加え、市内に常住し市外に通勤・通学する者の数(流出口)を減じたものをいいます(買い物等の移動は含みません)。また、夜間人口100に対する昼間人口の割合を昼夜間人口比率といい、都市の活力を示す指標として使われています。

令和2年国勢調査によると、令和2年10月1日現在の横浜市の常住人口は3,777,491人、流入人口は509,203人、流出口は846,624人で、昼間人口は3,440,070人となり、平成27年の国勢調査結果と比較すると、昼間人口が約7万人の増となっています。昼夜間人口比率は91.1で、平成27年の90.5と比べ0.6ポイント上昇しています。

注) 不詳補完値による。

## ■行政区別昼夜間人口比率

(令和2年国勢調査)

昼夜間人口比率を行政区別にみると、最も高いのは西区で210.4、次いで中区で168.7となっており、その他の区では100を下回っています。一方、昼夜間人口比率が低い区をみると、南区が74.0と最も低く、次いで泉区が76.5となっています。

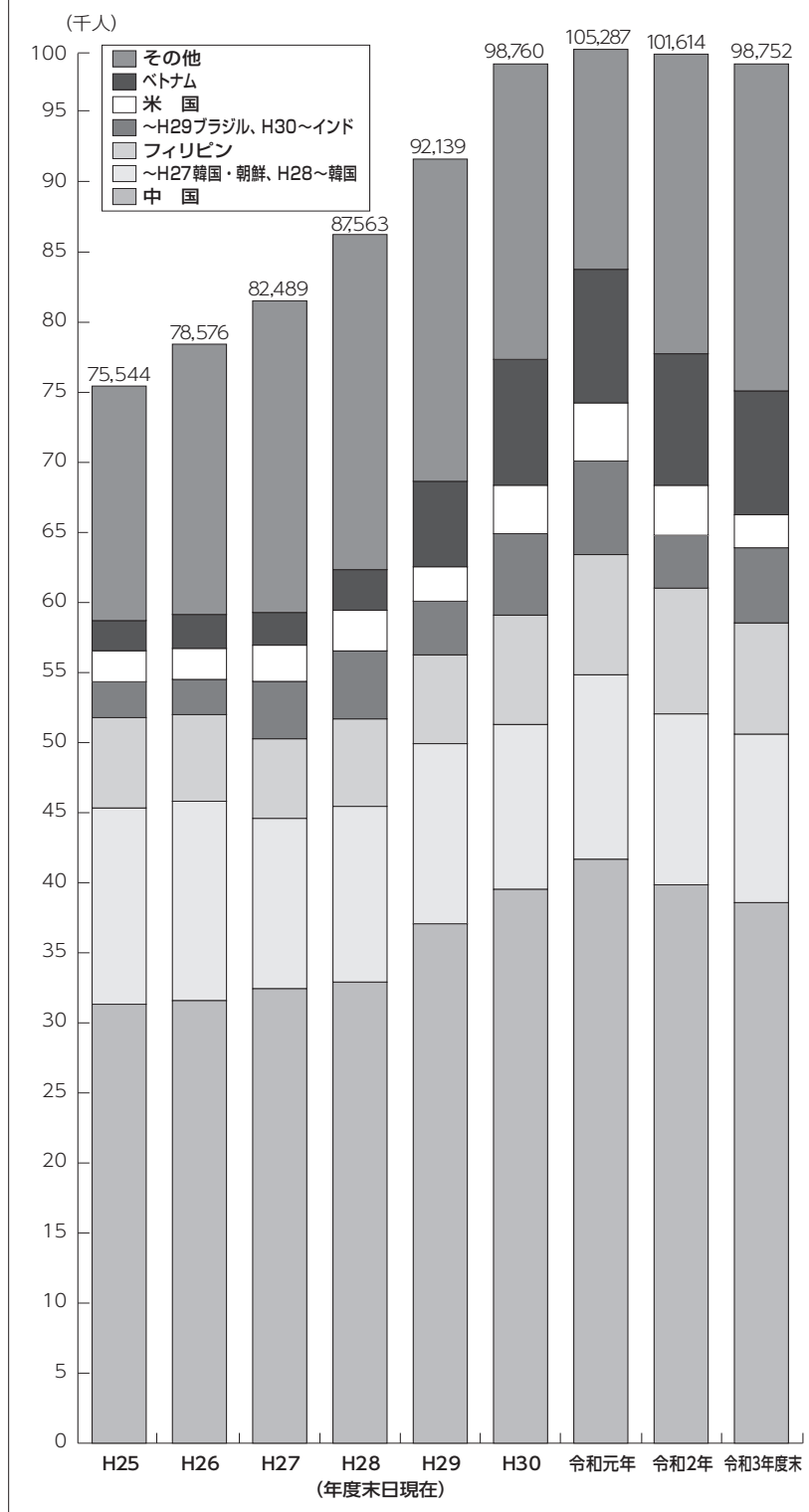
注) 不詳補完値による。

## ■横浜市の外国人住民数

令和3年度末現在の横浜市の外国人住民数は、98,752人で横浜市の人口3,768,363人(令和4年4月1日現在推計)の2.6パーセントに当たり、令和2年度末に比べ2,862人、2.8パーセント減少し、5年前の平成28年度末に比べると11,189人、12.8パーセント増加しています。

国籍別に見ると、中国が38,639人と最も多く、12,185人の韓国が続いています。2年度末に比べて、

■横浜市の住民基本台帳の外国人住民数の推移



中国は1,341人減少しています。構成比では中国が39.1パーセントです。

行政区別に見ると、中区が15,353人で全市の15.5パーセントを占めて最も多く、以下、鶴見区(13,373人、13.5パーセント)、南区(10,357人、

10.5パーセント)の順で続き、最少は栄区(1,211人、1.2パーセント)となっています。



# 横浜のあゆみ

## ■開港前

文献でたどることのできる横浜の起源は、11世紀まで遡ることができます。横浜は桓武平氏の出身といわれる、平良文の子孫の一族、平子氏によって支配されていました。この支配は、その後16世紀まで続きます。

12世紀、鎌倉時代になると、横浜地方の開発も進み、金沢では、北条氏により、称名寺や金沢文庫が建てられ、また小机では、佐々木泰綱により水田が開かれました。

その後、江戸幕府のもとでは、大部分が旗本領、幕府直轄の天領でしたが、大名領としては、金沢の六浦藩がありました。

1601(慶長6)年、神奈川、保土ヶ谷が、次いで、1604(慶長9)年には、戸塚が東海道の宿駅となり、19世紀前期になると、人口も増え、特に神奈川は城下町小田原と肩を並べるほどになりました。

## ■開港

1854(安政元)年、日本代表林大学頭と米国代表ペリーとの間で、日米和親条約(神奈川条約)が結ばれました。その後、1858(安政5)年、米  
国総領事ハリスによって日米修好通商条約が結ばれ、続いてオランダ、ロシア、英国、仏国とも通商条約が締結され、横浜の開港は1859年7月1日(太陰暦では安政6年6月2日)と定められました。

幕府はこの年、運上所を置き、これを境界として以南を外国人居留地、以北を日本人居住地としました。日本人居住地を、5区域に分割して、横浜町と名付け、各区域に名主を置き総年寄が町全体を統括しました。

## ■市制施行

1889(明治22)年4月1日に市制が施行されました。市域は、現在の中区のうち本牧、根岸を除いた狭い区域でしたが、すでに戸数27,209戸、人口121,985人に達していました(1889年末現在)。

## ■歴史年表

安政元(1854)年	日米和親条約(神奈川条約)を締結する。
5(1858)年	日米修好通商条約を締結する。
6(1859)年	横浜が開港(旧暦6月2日)される。 応接所跡に運上所が置かれる。 横浜町(5か町)ができる。
文久2(1862)年	生麦事件が起きる。
明治元(1868)年	神奈川県が置かれる。
2(1869)年	横浜灯台明役所・裁判所間に電線が敷かれる(電信のはじめ)。 吉田橋が鉄橋になる(鉄橋のはじめ)。
3(1870)年	横浜毎日新聞(我が国最初の日刊日本語新聞)が創刊される。
5(1872)年	新橋・横浜間に鉄道が開通する。
6(1873)年	横浜商人が生糸改会社を設立する。
7(1874)年	十全病院(横浜市大病院の前身)ができる。
11(1878)年	郡区町村編成法を公布する。横浜第一大区は久良岐郡から独立して横浜区となり、横浜区長が管轄する。
13(1880)年	横浜商法会議所(現在の横浜商工会議所)が設立される。 横浜正金銀行が本町に設立される。
14(1881)年	横浜連合生糸荷預所を設立する。
20(1887)年	県営水道ができ、野毛山貯水場から市街への配水が始まる。
22(1889)年	横浜に市制が敷かれる(4月1日)(人口116,193人・面積5.40km <sup>2</sup> )。
23(1890)年	横浜貿易新聞が創刊される。 水道が市営になる。 横浜共同電灯会社が初めて電灯を点火する。
24(1891)年	十全病院が市営になる。
25(1892)年	ガス局が市営になる。
27(1894)年	伊勢佐木・石川・山手の3消防組ができる。 横浜港鉄橋(現在の大きな橋)が完成する。
28(1895)年	生糸検査所が設立される。 横浜商業会議所(横浜商法会議所の後身)が設立される。
32(1899)年	条約改正で居留地が撤廃される。
34(1901)年	第1次市域拡張(人口299,202人・面積24.80km <sup>2</sup> )。
37(1904)年	横浜電気鉄道(後の市電)、神奈川・大江橋間が開通する。
39(1906)年	本牧三溪園が公開される。
41(1908)年	横浜鉄道、東神奈川・八王子間(現在のJR横浜線)が全通する。
42(1909)年	開港50年記念祭が行われる。市章・市歌を制定する。
44(1911)年	2代目市庁舎が完成する。 第2次市域拡張(人口444,039人・面積36.71km <sup>2</sup> )
大正6(1917)年	開港記念横浜会館が開館する。
8(1919)年	千歳町から出火、8か町、3,248戸を焼失する(埋地の大火)。 主要道路を中心に都市計画を立てる。
10(1921)年	市内電車が市営となる。
12(1923)年	関東大震災で大きな被害を受ける。
15(1926)年	野毛山公園が開園する。
昭和2(1927)年	第3次市域拡張(人口529,300人・面積133.88km <sup>2</sup> )。 区制を施行する(10月)。鶴見区・神奈川区・中区・保土ヶ谷区・磯子区が誕生。
3(1928)年	市バスが開業する(7路線・30.2km)。
5(1930)年	山下公園が開園する。
6(1931)年	横浜市中央卸売市場を開設する。
10(1935)年	復興記念横浜大博覧会が開催される。
11(1936)年	第4次市域拡張(人口738,400人・面積168.02km <sup>2</sup> )。
12(1937)年	第5次市域拡張(人口759,700人・面積173.18km <sup>2</sup> )。
14(1939)年	第6次市域拡張(人口866,200人・面積400.97km <sup>2</sup> )。 港北区・戸塚区が誕生する(4月)。
16(1941)年	太平洋戦争に突入する。
17(1942)年	人口が100万人を超える。
18(1943)年	中区の一部が南区になる(12月)。
19(1944)年	中区の一部が西区になる(4月)。 市会は図書館へ、市庁舎は老松国民学校などの鉄筋コンクリート校舎に移転する。
20(1945)年	横浜大空襲(5月29日)、市街地の46パーセントが被害を受ける。 ポツダム宣言を受け、日本が降伏する(8月15日)。

## ■近代貿易都市

開港当初、横浜からは生糸・茶・海産物が輸出され、絹織物・毛織物が輸入されましたが、貿易は外国商館の手に握られていました。横浜商人は1873(明治6)年に生糸改会社を、1881(明治14)年に生糸荷預所を設立して居留地貿易の主導権を確立しました。

明治20年代に入ると、1887(明治20)年に県営水道ができ、1890(明治23)年に横浜共同電灯会社が初めて電灯を点火し、1891(明治24)年十全病院が、翌年ガス局・報時所が市営に移管されるなど、横浜の都市基盤の整備がなされました。

さらに、1895(明治28)年の生糸検査所の設立と、商業会議所の設立は、近代貿易都市の機能を確立するものでした。

## ■関東大震災

1923(大正12)年9月1日、関東大震災のため、横浜市の家屋建築物はことごとく倒壊して、火の海と化しました。死者2万余人、全壊家屋6万戸を出し、徹底的に打ちのめされましたが、市民の懸命の努力によって、1929(昭和4)年には、ほぼ旧状に復しました。

## ■区の新設

1901(明治34)年、1911(明治44)年に続いて、1927(昭和2)年には、第3次の市域拡張が行われ、鶴見町、保土ヶ谷町などを編入、同年10月には区制が敷かれ、市域を中区、磯子区、神奈川区、保土ヶ谷区、鶴見区の5区に分けました。1936(昭和11)年に第4次、翌1937(昭和12)年に第5次拡張と続き、1939(昭和14)年の第6次拡張によって、港北区、戸塚区を新設しました。さらにその後、区域変更を行い、1948(昭和23)年までに南区、西区、金沢区の3区が置かれ、合計10区となりました。1969(昭和44)年には港南区、

	市の中心部、港湾を中心に土地(918万㎡)建物(96万㎡)が接収される。
21(1946)年	日本国憲法が公布される(11月3日)。22年5月3日施行。
22(1947)年	地方自治法が施行される(4月)。市長公選が行われる。
23(1948)年	磯子区の一部が金沢区になる(5月)。
24(1949)年	野毛、反町で日本貿易博覧会を開催する。
25(1950)年	横浜国際港都建設法が公布される。 市役所が貿易博反町会場跡に移転する。
26(1951)年	横浜港の管理権が国から市へ移る。
27(1952)年	大さん橋が接収解除となる。
28(1953)年	第1回みなと祭が開催され、国際仮装行列が行われる。
29(1954)年	開国百年祭が行われる。
31(1956)年	政令指定都市となる。
33(1958)年	開港百年祭が行われる。
34(1959)年	7代目市庁舎が完成する。
36(1961)年	マリントワーが開業する。 大黒町地先埋立てが完成する。
37(1962)年	港の見える丘公園・横浜文化体育館が完成する。
39(1964)年	根岸線(桜木町・磯子間)が開通する。 東海道新幹線が開通し新横浜駅ができる。
40(1965)年	「横浜の都市づくりの将来計画の構想」を発表する。
41(1966)年	「横浜国際港都建設総合計画」を発表する。
42(1967)年	平潟湾の埋立てが完成する。
43(1968)年	市営地下鉄(上大岡・関内間)の建設に着手する。 人口が200万人を超える(全国第3位)。
44(1969)年	行政区の再編成により、南区から港南区、保土ヶ谷区から旭区、港北区から緑区、戸塚区から瀬谷区が誕生し、14区となる(10月)。 本牧市民公園が誕生する。
45(1970)年	港北ニュータウン建設事業に着手する。 根岸線(磯子・洋光台間)が開通する。
46(1971)年	金沢地先埋立て事業に着手する。
47(1972)年	市営地下鉄(上大岡・伊勢佐木長者町間)の営業を開始する。 市電、トロリーバスを全て廃止する。
48(1973)年	「横浜市基本構想」に基づく「横浜市総合計画1985」と第1次5か年指標を策定する。 根岸線全線(洋光台・大船間)開通する。
49(1974)年	第2回アジア卓球選手権大会が開催される。 各区で区民会議が誕生する。 人口が250万人を超える。
51(1976)年	市営地下鉄(上永谷・横浜間)が開通する。
52(1977)年	新(第2次)5か年指標を策定する。
53(1978)年	人口が2,729,433人に達し、全国で第2位となる。 大通り公園、横浜スタジアムが完成する。
54(1979)年	横浜シティ・エア・ターミナル(YCAT)が開業する。
55(1980)年	横浜ベイブリッジ建設事業に着手する。
56(1981)年	「よこはま21世紀プラン」を策定する。「よこはま21世紀プラン第1次実施計画(1981~1985)」を策定する。 横浜開港資料館がオープンする。
57(1982)年	「国連アジア太平洋都市会議」が開催される。
58(1983)年	「みなとみらい21事業」に着手する。
59(1984)年	横浜こども科学館がオープンする。 金沢シーサイドライン建設に着手する。
60(1985)年	「よこはま21世紀プラン第2次実施計画(1986~1989)」を策定する。 市営地下鉄(舞岡・新横浜間)が開通する。 人口が300万人を超える。帆船「日本丸」が公開される。
61(1986)年	戸塚区から栄区・泉区が誕生する(11月)。 横浜人形の家がオープンする。関内ホールがオープンする。
62(1987)年	近代水道100周年、水道記念館がオープンする。 市営地下鉄(舞岡・戸塚間)が開通する。
63(1988)年	国連「ピース・メッセンジャー」(平和の使徒)に認定される。 各区で市政100周年記念事業地域イベントが開催される。 横浜女性フォーラムが開館する。
平成元(1989)年	市政100周年・開港130周年記念式典が行われる。 横浜博覧会がみなとみらい21地区で開催される(3月25日~

旭区、緑区、瀬谷区が置かれて合計14区となり、1986(昭和61)年11月には、栄区と泉区が新設され合計16区となりました。さらに、1994(平成6)年11月に青葉区と都筑区が誕生して、計18区となり現在に至っています。

## ■商業貿易都市から工業都市へ

横浜は、1931(昭和6)年に鶴見川河口の埋立てが完成して、以降臨海部の埋立てが進み、京浜工業地帯として発展しました。

開港以来、商業貿易都市として発展してきましたが、さらに、重化学工業都市化が急速に進みました。

## ■横浜空襲

1945(昭和20)年、米軍の空襲は激しさを増し、横浜も度重なる空襲により、市街地は焦土と化しました。特に、5月29日の空襲では、死傷者・行方不明者合わせて14,157名、被災家屋79,017戸を出し、市街地の46パーセントが被害を受けました。

## ■戦後復興の遅れ

1945(昭和20)年8月15日の敗戦により、横浜は連合軍により、港湾施設の90パーセント、市街地の27パーセントが接収されました。この接収により、横浜の基盤整備の回復は、他都市に比べて、かなり遅れてしまいました。しかし、1951(昭和26)年、対日講和条約の調印により日本は独立を取り戻しました。

この年6月1日、横浜港の管理権が国から市に移り、さらに1952(昭和27)年には、大さん橋の接収が解除され、これを契機として横浜の接収解除は、市民の努力により着々と実を結んできました。

- 10月1日)。  
新交通金沢シーサイドライン(新杉田・金沢八景間)が開通する。  
市の花として「バラ」を制定する。  
横浜ベイブリッジが開通する。  
「よこはま21世紀プラン第3次実施計画(1990~1994)」を策定する。  
みなとみらい21地区に横浜国際平和会議場が完成する(7月)。  
国連ピース・メッセンジャー都市会議が、横浜国際平和会議場で開催される(8月)。
- 3 (1991)年
- 4 (1992)年 金沢自然公園の建設が完了する。
- 5 (1993)年 「横浜業務核都市基本構想」が国の承認を得る。  
市営地下鉄3号線(新横浜・あざみ野間)が開通する。  
横浜八景島がオープンする。
- 6 (1994)年 新総合計画「ゆめはま2010プラン(長期ビジョン)」を策定する。  
横浜市中心図書館が全面オープンする(4月)。  
国連防災世界会議がパシフィコ横浜で開催される(5月)。  
第10回国際エイズ会議がパシフィコ横浜で開催される(8月)。  
行政区の再編成により、港北区・緑区から青葉区・都筑区が誕生し、18区となる(11月)。
- 7 (1995)年 「ゆめはま2010プラン事業計画」を策定する。
- 8 (1996)年 横浜市歴史博物館がオープンする(1月)。  
横浜能楽堂が開館する(6月)。  
第7回国際廃棄物会議がパシフィコ横浜で開催される(10月)。
- 9 (1997)年 「ゆめはま2010プラン5か年計画(1997~2001)」を策定する。  
「シティネット97横浜-アジア太平洋都市間協力ネットワーク会議-」がみなとみらい21地区で開催される(11月)。
- 10 (1998)年 横浜国際総合競技場がオープンする(3月)。  
横浜みなとみらいホールがオープンする(5月)。  
横浜国際プールがオープンする(7月)。
- 11 (1999)年 よこはま動物園(ズーラシア)が開園する(4月)。  
脳血管医療センターが開院する(8月)。  
市営地下鉄(戸塚・湘南台間)が開通する(8月)。  
横浜ワールドポーターズがオープンする(9月)。
- 12 (2000)年 市大医学部附属市民総合医療センターが開院する(1月)。  
横浜情報文化センターがオープンする(10月)。
- 13 (2001)年 「横浜トリエンナーレ2001」が開催される(9月~10月)。
- 14 (2002)年 赤レンガ倉庫がオープンする(4月)。  
横浜港大さん橋国際客船ターミナルがオープンする(5月)。  
2002 FIFA ワールドカップ™決勝戦等が横浜国際総合競技場で開催される(6月)。  
人口が350万人を超える(10月)。
- 15 (2003)年 横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館がオープンする(3月)。
- 16 (2004)年 みなとみらい線が開業する(2月)。
- 18 (2006)年 「横浜市基本構想(長期ビジョン)」を策定する(6月)。  
「横浜市中期計画」を策定する(12月)。
- 20 (2008)年 市営地下鉄「グリーンライン」(中山・日吉間)が開通する(3月)。  
第4回アフリカ開発会議が開催される(5月)。
- 21 (2009)年 横浜みどり税が創設される(4月)。  
開国博Y150が開催される(4月~9月)。
- 22 (2010)年 APEC(アジア太平洋経済協力)首脳会議が開催される(11月)。  
「横浜市中期4か年計画2010~2013」を策定する(12月)。
- 24 (2012)年 「Dance Dance Dance@YOKOHAMA2012」が開催される(7月~10月)。
- 25 (2013)年 人口が370万人を超える(5月)。  
第5回アフリカ開発会議が開催される(6月)。
- 26 (2014)年 「横浜市中期4か年計画2014~2017」を策定する(12月)。
- 29 (2017)年 「第33回全国都市緑化よこはまフェア」開催(3月)。  
高速横浜環状北線開通(3月)。
- 30 (2018)年 「横浜市中期4か年計画2018~2021」を策定する(10月)。  
相鉄線星川駅~天王町駅間が全線高架化(11月)。
- 令和元 (2019)年 第7回アフリカ開発会議が開催される(8月)。  
横浜でラグビーワールドカップ2019™が開催される(9月~11月)。  
新港ふ頭客船ターミナル「横浜ハンマーヘッド」がオープンする(10月)。  
相鉄線とJR線が相互直通運転を開始(11月)。
- 2 (2020)年 横浜北西線開通(3月)。  
8代目市庁舎が完成する(6月)。



## ■人口の急増

横浜の人口は、1945(昭和20)年には、62万人に減少しましたが、1951(昭和26)年に再び100万人台になり、1962(昭和37)年150万人、1968(昭和43)年200万人、1974(昭和49)年250万人をそれぞれ突破し、1978(昭和53)年5月に大阪市を抜いて、東京23区に次ぐ全国第2位の大都市になり、1985(昭和60)年12月には、ついに300万人の大台に乗りました。その後、2002(平成14)年には、350万人、2013(平成25)年には、370万人となりました。

## ■市制100周年を迎える

1989(平成元)年には、市制100周年を迎え、3月25日から10月1日まで(191日間)「横浜博覧会」が開催されました。また、6月2日には、「市政100周年・開港130周年記念式典」が盛大に行われました。(市民と市がともに培った100年という意味から、記念事業については「市制」ではなく「市政」としました。)

## ■計画の策定

横浜市は1973(昭和48)年に、「横浜市基本構想」(旧)を制定、その後、「市民力と創造力により新しい「横浜らしさ」を生み出す都市」をテーマに掲げた新「横浜市基本構想(長期ビジョン)」を、2006(平成18)年に発表しました。この間、総合計画として、「よこはま21世紀プラン」(1981年)、「ゆめはま2010プラン」(1994年)を策定しました。2006年の「横浜市基本構想(長期ビジョン)」のもと、中期計画を2006、2010、2014、2018年に策定しました。

## ■歴代市長

順位	就任年月日	退職年月日	氏名
初代	明治 22. 6.18	明治 23. 2.15	増 田 知
2代	23. 3. 3	29. 3. 2	佐藤 喜左衛門
3代	29. 6. 3	35. 9.20	梅 田 義 信
4代	36. 1. 9	39. 5. 2	市 原 盛 宏
5代	39. 9.28	43. 6.25	三 橋 信 方
6代	43. 9.10	大正 2.11.13	荒 川 義太郎
7代	大正 3. 7.24	7. 7.23	安 藤 謙 介
8代	7. 8.26	11. 5.27	久保田 政 周
9代	11.11.29	14. 4.10	渡 辺 勝三郎
10代	14. 5. 7	昭和 6. 2.26	有 吉 忠 一
11代	昭和 6. 3. 3	10. 7.18	大 西 一 郎
12代	10. 8. 3	16. 2.10	青 木 周 三
13代	16. 2.10	21.11.30	半 井 清
14代	22. 4. 9	26. 4. 4	石 河 京 市
15代	26. 4.25	30. 4. 3	平 沼 亮 三
16代	30. 4.25	34. 2.13	平 沼 亮 三
17代	34. 4.25	38. 4.22	半 井 清
18代	38. 4.23	42. 4.22	飛鳥田 一 雄
19代	42. 4.23	46. 4.22	飛鳥田 一 雄
20代	46. 4.23	50. 4.22	飛鳥田 一 雄
21代	50. 4.23	53. 3. 1	飛鳥田 一 雄
22代	53. 4.16	57. 4.15	細 郷 道 一
23代	57. 4.16	61. 4.15	細 郷 道 一
24代	61. 4.16	平成 2. 2.15	細 郷 道 一
25代	平成 2. 4. 8	6. 4. 7	高 秀 秀 信
26代	6. 4. 8	10. 4. 7	高 秀 秀 信
27代	10. 4. 8	14. 4. 7	高 秀 秀 信
28代	14. 4. 8	18. 4. 7	中 田 宏
29代	18. 4. 8	21. 8.17	中 田 宏
30代	21. 8.30	25. 8.29	林 文 子
31代	25. 8.30	29. 8.29	林 文 子
32代	29. 8.30	令和 3. 8.29	林 文 子
33代	令和 3. 8.30	現 在	山 中 竹 春



# 横浜の経済

## ■他都市比較からみた横浜経済

横浜市は、人口370万人を超える大都市であり、東京特別区の968万人に次ぐ第2位の都市です。

市内での経済活動を表す「市内総生産」は約13.9兆円で東京都（全域）の約107兆円、大阪市の20.2兆円に次いで第3位、市民の生産した付加価値を

### ■他都市比較からみた横浜経済

人口	1位	2位	3位	4位	5位
3,768,363人 (全国シェア：3.0%)	東京特別区 (968万人)	<b>横浜市</b> (377万人)	大阪市 (274万人)	名古屋市 (232万人)	札幌市 (197万人)
市内総生産 (H30年度)	1位	2位	3位	4位	5位
13兆8,773億5,700万円 (全国シェア：2.5%)	東京都(全域) (107.0兆円)	大阪市 (20.2兆円)	<b>横浜市</b> (13.9兆円)	名古屋市 (13.6兆円)	福岡市 (7.8兆円)
市民総所得 (H30年度)	1位	2位	3位	4位	5位
17兆2,222億3,900万円 (全国シェア：3.0%)	東京都(全域) (98.2兆円)	大阪市 (17.3兆円)	<b>横浜市</b> (17.0兆円)	名古屋市 (12.6兆円)	川崎市 (7.9兆円)
事業所数 (H28年度)	1位	2位	3位	4位	5位
114,930事業所 (全国シェア：2.2%)	東京特別区 (49万事業所)	大阪市 (18万事業所)	名古屋市 (12万事業所)	<b>横浜市</b> (11万事業所)	札幌市 (7万事業所)
従業者数 (H28年度)	1位	2位	3位	4位	5位
1,475,974人 (全国シェア：2.6%)	東京特別区 (755万人)	大阪市 (221万人)	<b>横浜市</b> (148万人)	名古屋市 (142万人)	福岡市 (87万人)

【出典】人口…人口推計（総務省及び各都市）（令和4年4月1日現在）  
 市内総生産・市内総所得…H30市民経済計算（各都市）  
 事業所数・従業者数…平成28年（平成28年経済センサス・活動調査）

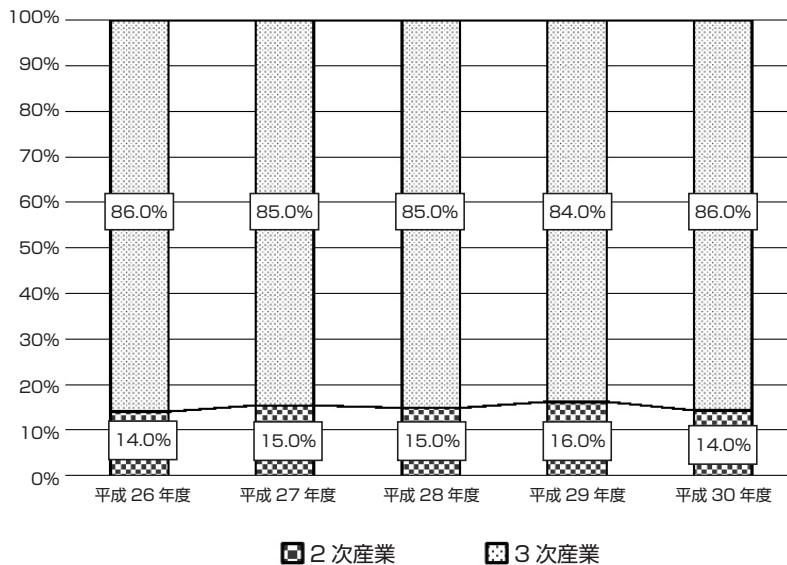
を表す「市民総所得」は約17.0兆円で東京都（全域）の約98.2兆円、大阪市の17.3兆円に次いで第3位となっています。（出典：平成30年度 市民経済計算）

また、「事業所数」は11万事業所で東京都特別区の49万事業所、大阪市の18万事業所、名古屋市の12万事業所に次いで第4位、「従業者数」は148万人で東京都特別区の755万人、大阪市の221万人に次いで第3位となっています。（出典：平成28年経済センサス）

## ■横浜市の産業構造の推移

横浜市の産業は、京浜工業地帯の一翼を担う製造業を中心として発展してきましたが、産業構造のサービス化の進展に伴い、近年では、第3次産業の構成比が85%を超えています。一方で製造業や建設業からなる第2次産業の構成比は14%から16%台で推移しています。（出典：平成30年度 市民経済計算）

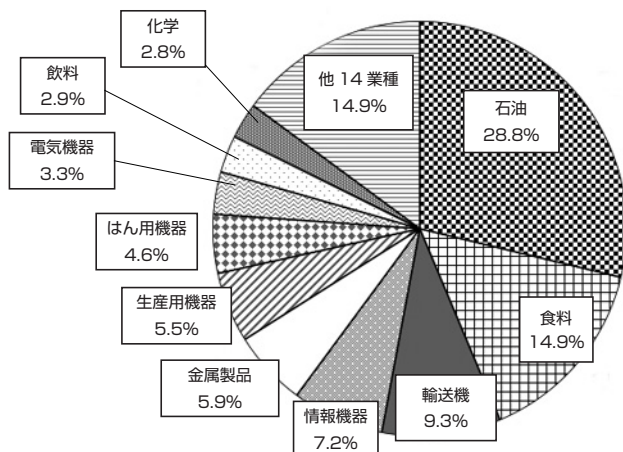
### ■市内総生産の産業別構成比推移（平成30年度横浜市の市民経済計算）



## ■製造品出荷額等の産業別構成比

横浜市の製造品出荷額等の産業中分類別構成比をみると、石油が28.8%と最も高く、次いで食料が14.9%、輸送機が9.3%となっています。

### ■製造品出荷額等の産業中分類別構成比（令和2年工業統計調査）



石油・食料・輸送機で53%を占めています。（出典：2020年工業統計調査）

# 横浜港

横浜港は安政6(1859)年の開港以来160年以上、貿易立国日本の物流及び生産の拠点として、日本経済の発展を支えるとともに、都市横浜の発展にも大きな役割を果たしてきました。

また、横浜港は、賑わいのある市民の「みなと」として愛され、多くの市民から「横浜らしさ」の象徴として親しまれています。

## ■日本を代表する国際貿易港

### 1 日本一の外航船の入港隻数を誇る

横浜港の令和3年の入港隻数は30,024隻となり、このうち外航船は8,556隻で日本一となっています。外航船のフルコンテナ船隻数は、4,248隻(前年比7.9パーセント減)で、外航船隻数の49.6パーセントを占めています。

### 2 コンテナによる貨物輸送が主流

海上貨物取扱量は、外貿貨物量が7,399万トン、内貿貨物量が3,081万トン、総貨物量が10,480万トン(前年比11.9パーセント増)となっています。貿易額は12兆

2,125億円で、全国シェア7.3パーセント、港湾では国内第3位です。

輸出貨物量は、2,897万トン(前年比21.3パーセント増)となりました。品種別では「完成自動車」(構成比34.8パーセント)が第1位、続いて「自動車部品」(構成比15.0パーセント)となっています。

輸入貨物量は、4,502万トン(前年比8.9パーセント増)となりました。品種別では「原油」(構成比17.8パーセント)が第1位、続いて「LNG(液化天然ガス)」(構成比15.2パーセント)となっています。

現在の海上輸送はコンテナによる貨物輸送が主流となっています。完成自動車やガス・石油等の取扱量の多い横浜港でも、コンテナ化が進んでいます。輸出では54.3パーセント、輸入では52.0パーセントがコンテナ貨物です。

外貿コンテナ貨物量は、輸出入とも前年を上回り、前年比8.7パーセントの増加となっています。

### 3 横浜港を支えるアジア諸国との貿易

国別では、輸出入貨物、輸出入コンテナ貨物ともに、第1位は中

国(ホンコンを含む)となっています。また、コンテナ貨物について取引相手国をみると、アジア諸国が輸出入貨物量全体の5割以上を占めています。主な品目は、輸出では自動車部品で、輸入では製造食品や電気機械、野菜・果物等となっています。

## ■横浜市経済に貢献する横浜港

横浜港の機能としては、その中心となる「物流機能」に加え、原材料が調達しやすく、製品の輸出も容易であるなどの立地特性を生かした「生産機能」、さらには港の景観やイメージを活用した「観光文化機能」などがあげられます。

これらに関わる各産業の地域経済にもたらす効果は、間接効果も含めると所得創出効果、雇用創出効果ともに、市全体の約3割に関わっています。

## ■市民の皆さんに親しまれている横浜港

横浜は港とともに発展してきた都市であり、横浜港は横浜のシンボルとして市民の皆さんから親しまれています。

特に、みなとみらい21中央地区の臨港パークから、新港ふ頭客船ターミナル、赤レンガ倉庫、大さん橋国際客船ターミナル、山下公園に至るまでの水際線は横浜の顔であり、いつも多くの市民や観光客で賑わっています。

また、帆船日本丸・横浜みなと博物館や、横浜・八景島、横浜ベイサイドマリナーなど多彩な施設も充実し、横浜港は、賑わいのある市民の皆さんの「みなと」として、さらにその魅力を増しています。

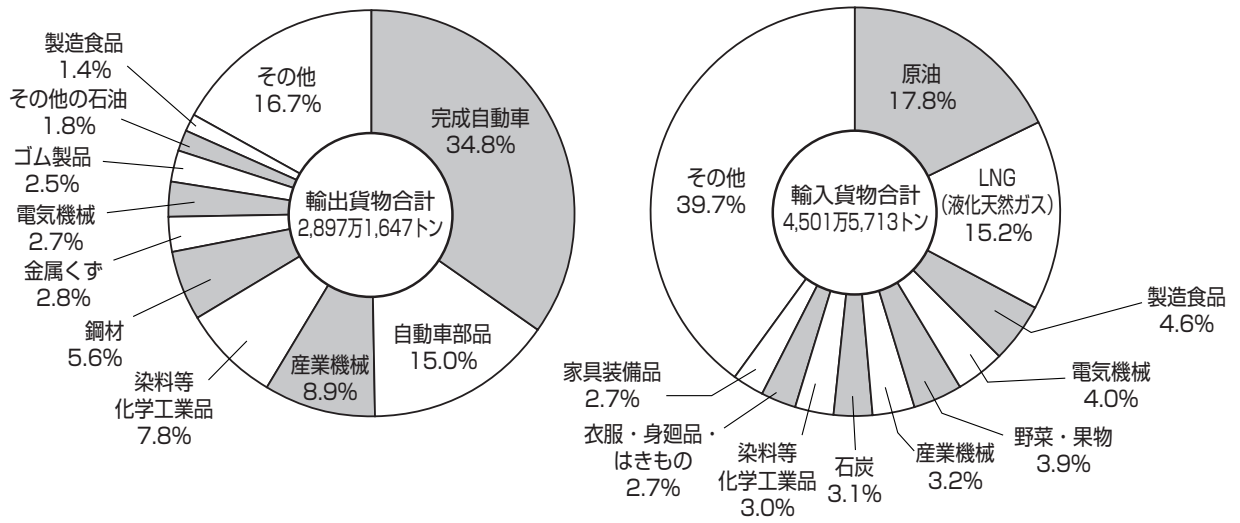
■横浜港の入港船舶、貨物取扱実績 (令和3年)

主要指標	単位	数量	前年比
入港隻数	隻	30,024	103.5%
船舶総トン数	千総トン	270,232	102.1%
外航船	隻	8,556	100.4%
うちフルコンテナ船	隻	4,248	92.1%
隻数			
総トン数	千総トン	112,658	90.3%
内航船	隻	21,468	104.9%
海上貨物量 合計	千トン	104,802	111.9%
外貿 合計	千トン	73,987	113.5%
輸出	千トン	28,972	121.3%
輸入	千トン	45,016	108.9%
うちコンテナ貨物	千トン	39,123	108.7%
合計	千トン	15,724	112.1%
輸出	千トン	23,399	106.6%
輸入	千トン		
内貿	千トン	30,815	108.5%
貿易額※1 合計	億円	122,125	123.7%
輸出	億円	72,255	124.1%
輸入	億円	49,870	123.0%

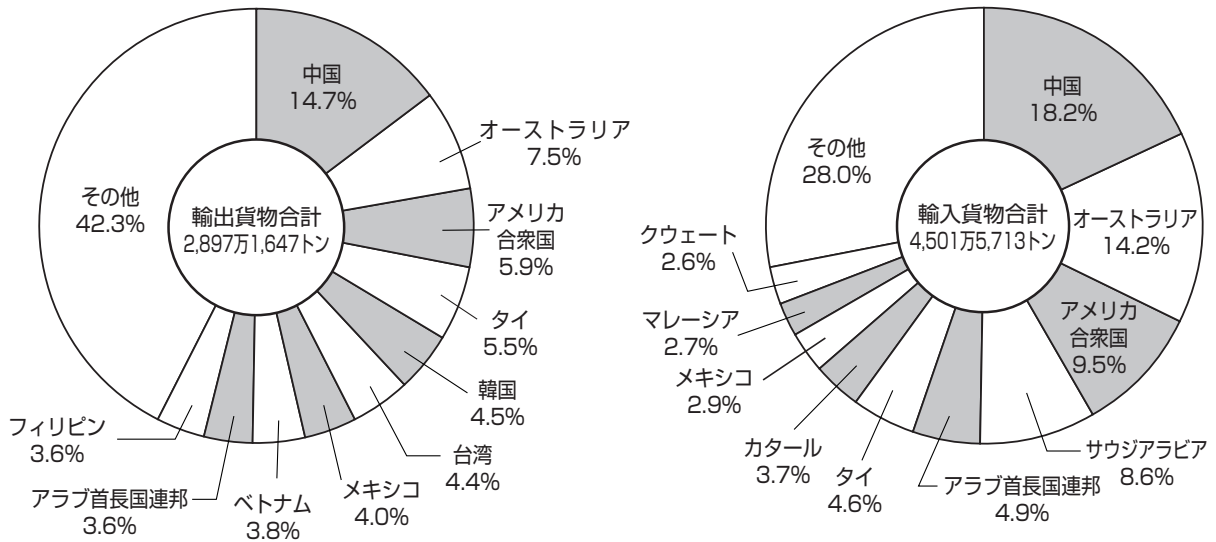
※1：横浜税関資料より

注：それぞれの数値は端数処理のため、合計値等が若干合わない場合があります。

■外国貿易主要品種（令和3年） 注:それぞれの数値は端数処理のため、合計値等が若干合わない場合があります。



■外国貿易主要国（令和3年） 注:それぞれの数値は端数処理のため、合計値等が若干合わない場合があります。



■横浜港の経済波及効果（令和4年4月公表）

	直接効果			直接効果計	間接効果	経済波及効果 直接効果+間接効果
	物流機能	生産機能	観光文化機能			
所得創出効果 (百万円)	746,129	1,688,949	1,166,505	3,601,583	1,460,475	5,062,058
	4.7%	10.7%	7.4%	22.8%	9.3%	32.1%
雇用創出効果 (人)	76,196	171,044	152,268	399,508	157,705	557,213
	4.2%	9.5%	8.4%	22.1%	8.7%	30.8%



---

## 第 2 部

---

# 市政編

---

- 第 1 章  
横浜市基本構想(長期ビジョン)と横浜市中期計画
  - 第 2 章  
令和 4 年度  
予算と主要事業
  - 第 3 章  
市政への提言と指針
  - 第 4 章  
市政の仕組み
  - 第 5 章  
18 区のプロフィール
  - 第 6 章  
各局統括本部の事業案内  
(第 2 分冊に掲載)
-

# 第 1 章

## 横浜市基本構想（長期ビジョン） と横浜市中期計画

本市では、市民生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、平成 18 年 6 月に、横浜のこれからのおおむね 20 年間の展望した市政の根本となる指針として、「横浜市基本構想（長期ビジョン）」を策定しました。

これまでに築いてきた実績を礎に、将来に向け、横浜をさらに飛躍させていくために、「横浜市中期 4 年計画 2018～2021」を策定しました。

なお、策定にあたっては、横浜市議会基本条例（平成 26 年 4 月施行）に基づき、本計画の「政策の目標・方向性」、「現状と課題」などに関する部分を議案としてとりまとめ、平成 30 年第 3 回市会定例会に提出し、平成 30 年 10 月 4 日に議会の議決をいただきました。

また、新たな中期計画の策定にあたって、議論の出発点となる「新たな中期計画の基本的方向」を令和 4 年 5 月に公表しました。

### ◆横浜市計画の構成

#### ○基本構想

「横浜市基本構想（長期ビジョン）」は、平成 18 年からのおおむね 20 年間にわたり、横浜が目指すべき都市の姿を描いたものです。

横浜の様々な計画などの最上位に位置づけられる、市政運営の根本となるものです。

#### ○中期 4 年計画 2018～2021

「横浜市中期 4 年計画 2018～2021」は、2030 年を展望した中長期的な戦略、計画期間の 4 年間に重点的に推進すべき政策及び政策を進めるにあたり土台となる行財政運営を示したものです。

### ◆横浜市基本構想（長期ビジョン）

「横浜市基本構想（長期ビジョン）」は、平成 18 年からのおおむね 20 年間にわたり横浜が目指すべき都市の姿を描いています。横浜にかかわるすべての個人や団体、企業、行政などが課題を共有しながら取り組んでいくための指針であるとともに、横浜市の様々な計画などの最上位に位置づけられる、市政運営の根本ともなる指針です。

平成 21 年に開港 150 周年・市政 120 周年を迎えることも契機に、旧基本構想を 33 年ぶりに見直し、人口減少・少子高齢社会の到来、社会経済のグローバル化の進行などの社会情勢を踏まえ、新しい基本構想を平成 18 年 6

月 23 日に策定しました。

#### ○策定経過

平成 17 年 2 月から、約 1 年 5 か月間にわたり、「横浜国際港都建設審議会」（会長：伊波 洋之助 横浜市会議長（当時）、起草委員長：明石 康 元国連事務次長）を中心として、市民提案グループなど多くの市民の皆さんとともに活発な議論を重ね、最終的に横浜市会の議決を経て策定しました。

#### ○これからの 20 年、横浜が目指す都市の姿～市民力と創造力により新しい「横浜らしさ」を生み出す都市～

横浜は、平和や人権の尊重を基調として、世界との窓口として歴史的に果たしてきた役割を常に認識しながら、知恵と活力を最大限に発揮し、市民の皆さんが生き生きと暮らせる魅力あふれる都市であり続けます。

また、年齢や性別、障害の有無や国籍にとらわれることなく、多様な個性を尊重し、市民自らが多様な力を地域社会で発揮します。

市民の皆さんの意識と行動が、これからの横浜を形づくりします。新しい「横浜らしさ」を生み出し世界に発信することで、横浜は常に新たな魅力と活力を創造し続けます。

#### 【市民力】市民の活力と知恵の結集

横浜の最大の活力の源は、多様で豊富な人材と、活発な市民活動です。

市民の皆さん一人ひとりが広い視野と責任感を持



って自発的に地域や社会活動に参画し、知恵と行動を結集することにより、生き生きと暮らせる都市の魅力と活力をつくりあげていきます。

#### 【創造力】地域の魅力と創造性の発揮

横浜の最大の魅力は、豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的な都市景観に加え、多様な文化や人々を受け入れてきた開放性と進取の気風です。国内外から人や企業、国際機関などが集まり、それぞれの知恵や文化の融合により新たな魅力を創造し、世界で活躍する人をはぐくむ、躍動する創造的都市をつくりあげていきます。

#### ○都市像を支える5つの柱

##### ①世界の知が集まる交流拠点都市

知的財産や活動の重要性が高まる中で、国内外の知識や人が集まる場を豊富に提供するとともに、次代を担う子どもたちを社会で温かく見守り、充実した教育環境の下、世界で活躍する人々をはぐくみます。

国際機関や研究活動の場が集まる横浜で、私たちと、世界から集まる多様な文化や技術を持つ人々が交流し、互いに切磋琢磨することにより、新しい文化芸術や先進的技術を生み出し、特色ある都市の創造性を発信することで、横浜は世界の知識と知恵の拠点を目指します。

##### ②新たな活躍の場を開拓する活力創造都市

社会経済のグローバル化や情報化が進み、都市間競争が激しくなる中で、横浜から新たなビジネスチャンスと企業活動を生み出すことにより、国内外から企業の集積を進め、多くの人に活躍の場を提供していきます。

高度な技術や人の集積による都市の創造力と、新しい就業の場の創出により、横浜は人も企業も躍動する活力あふれる都市を目指します。

##### ③多様な働き方や暮らしができる生活快適都市

働き方が多様化し、年齢や性別による固定的な役割が変化する中で、個人の価値観に応じて、働きながら地域や家庭で心豊かな生活を送ることができるような、高齢者や女性も生き生き暮らせるライフスタイルを実現していきます。

また、自然環境や都市景観など地域の特性に応じたまちづくりを市民の皆さん自らが愛着を持って行うことにより、横浜は豊かな生活環境のある快適で暮らしやすい都市を目指します。

##### ④市民の皆さんの知恵がつくる環境行動都市

地球規模での環境問題がより深刻化する中で、身近なところで積極的に環境を守り、質の高い環境を創造していく行動を積み重ね、世界の一員としての役割を果たします。

世界から環境に関する情報や技術、人が集まり、その交流の中から新たな環境技術や取組を生み出すとともに、人と自然が共生し、環境と経済の好循環を実現する都市の姿を世界に発信することで、横浜は環境の港を目指します。

##### ⑤いつまでも安心して暮らせる安全安心都市

少子高齢社会の進行や人口の減少により、地域コミュニティが変化しても、そこで生活する人々が、人と人とのつながりを大切にし、互いに支え合うことができれば、暮らしの安全と安心が生まれます。

横浜は、一人ひとりの知恵と行動力を結集しつつ、セーフティネットの行き届いた社会の仕組みをつ

りあげていくことにより、いつまでも心豊かに暮らせる都市を目指します。

#### ○実現の方向性と取組

- ①多様な文化を持つ人々と共に生きよう
- ②充実した学びにより豊かな人生を送ろう
- ③子どもを温かく見守りのびのびと育てよう
- ④横浜ならではの魅力を創造し都市の活力を高めよう
- ⑤活発な情報交流により新たな可能性を創造していこう
- ⑥個性を生かして働ける社会をつくろう
- ⑦暮らしやすい快適なまちづくりをしよう
- ⑧地球にやさしい都市環境を未来へ引き継ごう
- ⑨住み続けたいと感じられる魅力をつくろう
- ⑩ゆとりをもって安心して暮らそう

#### ○実現のための基本姿勢

##### ・市民力の発揮～新しい公共の創造～

###### 【市民主体の取組】

自らできることは自らが行うことを基本とし、世代間で互いに助け合い、連携しながら、市民の皆さんが主体となって自主的に知恵と行動を結集し、取り組めます。

###### 【協働による取組】

市民の皆さんと行政が互いに特性を生かし、地域課題や社会的な課題に協働して取り組み、多様なニーズへきめ細かく対応することで、市民生活の質の向上を目指します。

##### ・行政の役割～自律と分権の地方自治を目指して～

地方分権の流れの中で、特色ある「横浜らしさ」を発信し、新たな魅力と活力を創造するためには、市民の皆さんとの協働による「自治」と「経営」を進めるとともに、行財政改革に取り組み、持続可能な行財政運営を行い、市民満足度の高い自主的・自律的な大都市運営を目指します。

## ◆横浜市中期4か年計画2018～2021

「横浜市中期4か年計画2018～2021」は、これまでに築いてきた実績を礎に、将来に向け、横浜をさらに飛躍させていくための政策や行程を示した4か年の計画です。

#### ○策定経過

平成30年1月に「新たな中期計画の基本的方向」、5月に「横浜市中期4か年計画2018～2021（素案）」、9月に「横浜市中期4か年計画2018～2021（原案）」を公表しました。計画の策定にあたっては、市民の皆さんへのアンケートや外部有識者へのヒアリング、各種団体への説明、パブリックコメントの実施など、様々な手法で幅広く意見を募集し、参考にしました。

#### ○全体像

横浜市中期4か年計画2018～2021は、「中長期的な戦略」、「38の政策」、「行財政運営」から構成されており、「中長期的な戦略」では、2030（令和12）年を展望した、横浜の持続的成長・発展を実現するための6つの戦略、「38の政策」では、計画期間の4年間に重点的に推進すべき政策、「行財政運営」では、政策を進めるにあたっての土台となる持続可能な行財政運営の取組を示しています。

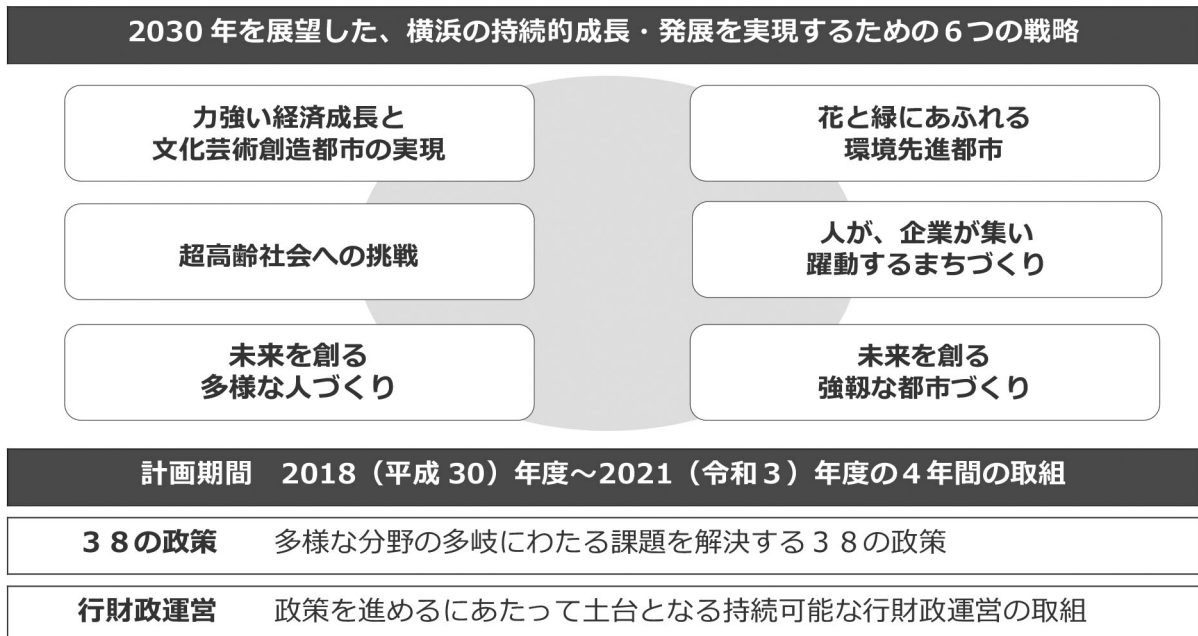
## ◆基本姿勢

本計画を策定・推進するにあたっての基本姿勢として、次の点を重視して取組を進めていきます。

- (1) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた取組  
SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題であり、持続可能な開発のため、経済・社会・環境の統合的取組に重点が置かれ、地方自治体も含んだ幅広い関係者の連携が重視されています。本市としても、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組んでいきます。
- (2) データ活用・オープンイノベーションの推進  
市民ニーズの複雑・多様化が進む一方、社会のデジタル化が進展し、より効果的なデータの分析・活用ができる環境が整いつつあります。このため社会的課題の解決や、新たな価値・サービスの創出に向け、データ及び先端技術の活用や、市民、企業、大学研究機関等と連携したオープンイノベーションの取組を進めていきます。
- (3) 地域コミュニティの視点に立った課題解決  
少子高齢化の進展などにより家族や地域のあり方が変化する中で、身近な地域の課題を解決するためには、地域の様々な団体・人々がつながり、お互い協力していくことが重要になります。そのため、区局が連携し、地域において様々な取組を進める方々に寄り添いながら、地域コミュニティを支える取組を進めていきます。

## ◆計画の構成

2030年を展望した中長期的な戦略と、計画期間の4年間の38の政策・行財政運営で構成します。人権尊重の考え方に立ち、計画を推進していきます。



## ◆計画のPDCA

社会経済状況の変化に柔軟に対応する、中長期的な戦略、38の政策、行財政運営、それぞれのPDCAサイクルにより、しっかりと検証しながら進める計画としていきます。

	2018(平成30)年	2019(令和元年)	2020(令和2)年	2021(令和3)年	2030(令和12)年
中長期的な戦略	進捗状況や社会経済状況の変化を踏まえ、実現性を高めるために柔軟に対応し、戦略の方向性に沿った取組を進めていきます。				検証
38の政策 行財政運営	毎年度の進捗状況を把握し、政策の方向性に沿った政策推進のための最適な手法の選択や、予算編成等に活用することにより、取組の効果を高めていきます。				—
	↔	↔	↔	↔	
	} 計画期間				



## 第 2 章

# 令和 4 年度 予算と主要事業

### 令和 4 年度予算の概要

令和 4 年度は、「感染症対策の更なる強化」を最優先に取り組み、あわせて、「誰もが自分らしさを発揮し、いきいきと安心して暮らすことができる街」の実現に向け、特に子育て支援、教育の充実、DXの推進、脱炭素化に重点を置いた予算としました。「暮らしやすく、誰もがWELL-BEINGを実現できるまち」「人や企業が集い、つながり、新しい価値を生み出し続けるまち」「市民生活や都市を支える基盤づくり」の3つの柱ごとに取り組みます。

#### ー令和 4 年度の主な取組ー

##### (1) 感染症対策の更なる強化

感染拡大防止と医療提供体制確保（新型コロナウイルスワクチン接種の推進、コールセンターやPCR検査等の基礎的な感染対策の継続、新たな外来診療拠点の確保、救急体制の維持に必要な感染対策の実施等）、横浜経済の活性化と市民生活の安全・安心の確保（コロナ禍を契機とした事業転換・デジタル化等に取り組む中小企業への支援、商店街での消費促進、雇用機会の創出、需要回復に向けた観光・MICEの後押し、子育て・福祉施設等のサービス提供体制の確保、生活困窮者への自立支援等）に取り組みます。また、With コロナ/After コロナ（GIGAスクール構想の推進、学校における感染対策、行政のデジタル化等）に対応した事業を推進していきます。

##### (2) すべての子どもたちの未来を創るまちづくり

次の横浜を創る政策プロジェクト（子育て世帯に優しい施策の推進や企業に選ばれる街の魅力づくりなど本格的な人口減少時代に対応した効果的な施策等を検討）、保育・幼児教育の充実（待機児童解消に向けた1,290人分の受入枠確保、医療的ケア児の受入確保のための看護師雇用経費の拡充等）、放課後の居場所づくり（長期休業期間等における放課後キッズクラブの開所時間の前倒し等）に取り組みます。また、児童虐待対策の充実（（仮称）東部見相新設に向けた設計、「こども家庭総合支援拠点」機能の全区展開等）、子どもの可能性を広げる教育の推進（（仮称）スマート教育センターの設置準備、

英語教育の充実などグローバル人材の育成等）、多様な教育的ニーズに対応した教育の推進（不登校傾向の生徒への支援強化、医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援の拡充等）に取り組みます。

##### (3) 誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり

高齢者福祉の充実（施設入所需要の高まりに対応するための特別養護老人ホームの整備補助等）、医療提供体制の充実強化（小児がんの長期フォローアップの推進に向けた新たな補助の実施、看護専門学校の設備改修に対する補助等）、障害児・者支援の充実（医療的ケアが必要な重症心身障害児・者等とその家族を支援する多機能型拠点の4館目の整備、社会参加促進に向け3つの選択制制度をもとに移動を支援等）を行います。また、多文化共生の推進（市内3か所目の日本語支援拠点及び磯子区への国際交流ラウンジの新設等）に取り組みます。

##### (4) Zero Carbon Yokohama の実現

Zero Carbon Yokohama の実現（グリーンリカバリーの観点から新たな投資等につなげる設備投資助成、臨海部における脱炭素イノベーションの創出、集合住宅へのEV充電設備設置補助の拡充等、脱炭素ライフスタイルキャンペーンを新たに実施等）に取り組みます。また、ごみ焼却工場の再整備（保土ヶ谷工場の再整備に向けた設計・調査等、鶴見工場長寿命化対策工事の完了）、サーキュラーエコノミーの実現に向けた検討（経済循環と地域課題の解決を同時に図る仕組みの構築に向けた取組推進）を行います。

##### (5) 力強い経済成長の実現と賑わいがあふれるまちづくり

戦略的な企業誘致とイノベーション創出（国内外からの企業誘致、研究開発機能集積に向けた土地利用誘導策の策定、オープンイノベーションの推進、スタートアップの成長支援等）、中小企業・小規模事業者支援（制度融資による資金繰り支援の拡充、プレミアム付き商品券の補助額拡充等）、観光・MICEの推進（横浜市観光MICE戦略策定、観光地域づくり法人を中心とした観光推進体制の構築に向けた検討、SDGs等を切り口とした観光資源充実・開発、旅行需要喚起による市内文化・観光産業の復興支援、大河ドラマ等を契機とした誘客プロモーション等）に取り組みます。また、文化芸術・スポーツの推進（金沢区区民文化センター整備に向けた基

本構想策定、横浜音祭り2022の開催、大規模スポーツイベントの誘致・開催支援、第3期横浜市スポーツ推進計画策定等)、海外とのネットワークを活用した海外活力の取り込み(ムンバイ事務所をタイ・バンコクに移転しアジア事務所として開設、海外スタートアップ・エコシステムと本市イノベーションプラットフォームの連携強化等)を行うとともに、次の横浜を創る政策プロジェクトを推進していきます。

(6) 住まいと地域を大切に持続可能な郊外部のまちづくり

旧上瀬谷通信施設地区の土地利用推進(土地区画整理事業の事業計画決定・工事着手、防災機能の検討調査等)、新たな地域交通施策の検討(モデル地区における実証実験等)に取り組み、様々な移動サービスのあり方の検討を実施)、通学路等安全対策の推進(地域の要望を踏まえた歩道設置・あんしんカラーベルト整備等を実施)に取り組みます。

(7) 成長と活力を生み出す都心・臨海部のまちづくり

山下ふ頭用地の造成等(用地の造成、市民意見募集や事業提案募集、新たな事業計画の策定に向けた検討を実施等)、エキサイトよこはま22の推進(東口駅前開発・基盤整備検討等)、関内・関外地区の活性化推進(横浜文化体育館再整備等)に取り組みます。

(8) 花・緑・農・水の豊かな魅力あふれる都市づくり

国際園芸博覧会の推進(2027年国際園芸博覧会協会と連携して開催準備を推進、市内での広報・機運醸成の強化、輸送手段の検討等)、公園整備事業(大規模な公園の整備として(仮称)舞岡町公園の一部、小柴自然公園第1期エリアの令和4年度末供用開始等)、活力ある農業経営につながる取組(持続可能な都市農業の担い手確保のための新規就農者・後継者等の設備導入に対する支援等)に取り組みます。

(9) 災害に強い安全・安心な都市づくり

災害情報伝達・普及啓発等(自助・共助の強化による地域防災力の強化に向け、15区での浸水ハザードマップ配布、自治会・町内会へのアドバイザー派遣などによるマイ・タイムライン作成支援等)、風水害対策の推進(エキサイトよこはま龍宮橋雨水幹線等の整備)、消防力の強化(新たな消防本部庁舎の整備、消防訓練センター大訓練場等の基本計画策定、救急隊1隊の増隊等)に取り組みます。

(10) 市民生活と経済活動を支える都市づくり

神奈川東部方面線整備事業(相鉄・東急直通線令和5年3月開業予定)、高速鉄道3号線延伸事業(行政手続きや協議等に必要調査・設計及び新駅設置に伴う公共交通ネットワーク等の検討等)、連続立体交差事業(相模鉄道本線鶴ヶ峰駅付近連続立体交差事業着工)に取り組みます。

(11) 中長期の財政方針等の策定

「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」第2条等を具体化するため、中長期の財政方針である「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン(以下、「財政ビジョン」)」を策定します。

また、限られた経営資源の中で必要な施策を推進するため、徹底した事務事業の見直しに取り組むとともに、今後10年程度を見据えた行政運営のあり方・方向性を示す「行政運営の基本方針」を策定します。

併せて、2040年頃を見据えた「めざすべき都市像」、中長期的な「戦略」、4年間で重点的に取り組む「政策」から成る「横浜市中期計画2022～2025」を策定します。このほか、「横浜市DX戦略」を策定するとともに、DXの推進に取り組みます。

## ■「施策の推進と財政の健全性の維持」の両立と「持続可能な市政」の推進

本市の財政運営は、これまで中期4か年計画毎に、財政目標と目標達成に向けた取組を定め、計画的な市債活用と一般会計が対応する借入金残高の管理に取り組み、中期的な成果をあげてきました。今後、人口減少や高齢化の進展等により財政状況が一層厳しさを増す中であっても、「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」が目指す「施策の推進と財政の健全性の維持」を真に両立し、持続可能な市政を推進することは、子どもたちや将来市民に対する私たちの重要な責務です。そこで、これからの財政運営は、「財政ビジョン」を議会や市民の皆様と共有し、より中長期的な観点を重視しながら進めます。財政ビジョンではこれからの市債活用と債務管理について、長期的な視点に立った債務管理と計画的・戦略的な市債活用等により債務ガバナンスを発揮しながら進めます。特に、市税等を償還財源とする一般会計が対応する借入金については、必要な公共投資を費用対効果の適切な検証等を含めた投資管理により計画的に進めながら、市民一人当たり残高を増やすことなく、人口減少に応じて借入金の残高総額を縮減させていくことを目指しています。具体的には、2040年度を目標とする将来アクション(「債務管理アクション」)の中で「債務管理長期フレーム」を掲げます。

(1) 市債活用

一般会計が対応する借入金の中心を占める一般会計市債については、4年度からの当面の4年間(R4～R7)、防災・減災への対応や、市民生活に身近な道路・学校等の整備、公共施設の保全更新、旧上瀬谷通信施設跡地整備等のため、約5,300億円程度の活用を検討しています。このうち4年度予算では、1,360億円を活用しています。

(2) 一般会計が対応する借入金残高

4年度末の一般会計が対応する借入金残高は、3兆1,465億円となる見込みで、3年度末残高見込に比べ、39億円の減となる見込みです。なお、3年度で計画終了となる「中期4か年計画2018～2021」で掲げた財政目標は、市債活用目標と一般会計が対応する借入金残高目標ともに、達成できる見込みです。

(3) これからの財源確保と収支差の解消

4年度予算編成は、コロナ禍による市税収入が3年度当初予算の見込みと比べ大きく改善するという中で、予算編成となりましたが、本年度も含めここ数年の編成は、社会保障経費の増加等により毎年400億円程度の収支差を抱える厳しい状況にあります。これは、国費等の特定財源確保に最大限努めつつも、「政策-施策-事務事業」の体系化を図りながら施策間の優先度や目的への貢献度等を考慮した事業の廃止・縮小といった見直しに至らず、減債基金の臨時的な取崩し対応等が続けてきたことによるもので、この厳しさは今後の人口減少等によりさらに増していきます。こうした中で、「財政ビジョン」では、財源を安定的・構造的に充実していく総合的な施策や取組などの展開や、「成果志向」「将来志向」「公平性」を予算編成の3原則とする歳出ガバナンス強化による予算構造の体系化・スリム化により、臨時的な財源発掘という発想から脱却し、「施策の推進と財政の健全性の維持」を真に両立する予算編成を行います。特に、将来の公債費償還財源を先取りしてきた減債基金の臨時的活用は、段階的な縮減によ



り2030年度までの脱却を目指しています。具体的には、2030年度を目標とする将来アクション（「収支差解消アクション」）の中で「収支差解消フレーム」を掲げます。

#### (4) これからの資産経営の考え方

「財政ビジョン」では、本市が保有する土地・建物等の資産を総合的に捉え、「資産の戦略的利活用による価値の最大化」と「公共施設が提供する機能・サービスの持続的な維持・向上」の2つの視点から最適化を進めます。未利用等土地などの資産については、多様な公民連携の取組等により、市民の皆様との理解を得ながら、価値を最大化していく利活用の推進を、公共施設については、「保全・運営の最適化」「施設規模の効率化」「施設財源の創出」の3原則によるマネジメントの推進により規模・数量、質、コストの適正化を図ります。具体的には、将来アクション（「資産経営アクション」）の中で掲げます。

### ■歳入について

市税収入は、令和3年度当初実収見込額に比べて505億円増となる8,458億円（対前年度比6.4%増）を見込んでいます。

主な税目では、個人市民税は、給与所得納税者数の増などにより179億円の増、法人市民税は、企業収益の回復基調を受けて145億円の増、固定資産税、都市計画税は、土地の3年度評価替えによる増や家屋の新増築の増などにより、あわせて163億円の増となる見込みです。

表1 会計別予算 (億円、%)

会計	令和4年度	令和3年度	増減率
一般会計	19,749	20,073	△ 1.6
特別会計	12,484	13,013	△ 4.1
公営企業会計	5,842	5,934	△ 1.6
総計	38,074	39,020	△ 2.4
純計	31,612	32,477	△ 2.7

注1: 3年度の一般会計予算額から特殊要因である（一財）横浜市道路建設事業関連支出（519億円）を除いた場合の実質的な予算額は1兆9,553億円、伸び率は1.0%となっています。

総計は3兆8,501億円、同△1.1%となっています。

注2: 会計間で相互にやりとりする重複部分を除いた額です。

表2 一般会計予算総括表【歳入】 (億円、%)

区分	令和4年度	令和3年度	比較	
			増△減	増減率
市税	8,438	7,923	515	6.5
地方交付税	265	230	35	15.2
地方特例交付金	51	113	△ 62	△ 55.1
地方譲与税	86	87	△ 1	△ 1.3
県税交付金	1,143	1,056	87	8.2
国・県支出金	5,048	4,806	241	5.0
市債	1,360	1,718	△ 358	△ 20.8
建設地方債 (計画値)	965	938	27	2.9
臨時財政対策債 (計画値)	395	280	115	41.1
臨時財政対策債 「さらなる赤字地方債 (コロナ対策)」	-	500	△ 500	皆減
その他の収入	3,359	4,139	△ 780	△ 18.9
合計	19,749	20,073	△ 324	△ 1.6

注: 各項目で四捨五入をしているため、合計と一致していません。

また、市民税均等割の超過課税である横浜みどり税は、29億円を見込んでいます。

なお、ふるさと納税による税収影響額（減収額）は▲203億円を見込んでいます。

地方交付税については、国の予算等を踏まえ、普通交付税255億円、特別交付税10億円、合計265億円（対前年度比15.2%増）を計上しました。

【歳出】 (億円、%)

区分	令和4年度	令和3年度	比較	
			増△減	増減率
人件費	3,742	3,726	15	0.4
扶助費	5,495	5,331	164	3.1
行政運営費	4,424	4,925	△ 501	△ 10.2
行政推進経費	3,940	4,488	△ 548	△ 12.2
行政基盤経費	483	437	46	10.6
施設等整備費	1,979	2,269	△ 290	△ 12.8
市単独事業費	1,340	1,610	△ 270	△ 16.8
国庫補助事業費	639	659	△ 20	△ 3.0
公債費	2,130	1,888	242	12.8
繰出金	1,980	1,933	46	2.4
合計	19,749	20,073	△ 324	△ 1.6

注: 各項目で四捨五入をしているため、合計と一致していません。

表3 施設等整備費の状況 (億円、%)

区分	令和4年度	令和3年度	増△減	増減率
一般会計	1,979	2,269	△ 290	△ 12.8
特別会計	598	642	△ 45	△ 6.9
公営企業会計	1,453	1,392	61	4.4

注: 各項目で四捨五入をしているため、「増△減」と一致していません。

表4 会計別総括表 (億円、%)

区分	令和4年度	令和3年度	増減率
一般会計	19,749	20,073	△ 1.6
特別会計	12,484	13,013	△ 4.1
国民健康保険事業費	3,201	3,175	0.8
介護保険事業費	3,185	3,147	1.2
後期高齢者医療事業費	900	845	6.6
港湾整備事業費	399	457	△ 12.7
中央卸売市場費	45	32	40.5
中央と畜場費	35	35	△ 0.6
母子父子寡婦福祉資金	9	11	△ 19.6
勤労者福祉共済事業費	5	5	6.4
公害被害者救済事業費	0.3	0.4	△ 8.0
市街地開発事業費	122	122	0.1
自動車駐車場事業費	5	5	△ 4.6
新墓園事業費	21	16	30.7
風力発電事業費	1	1	△ 9.2
みどり保全創造事業費	126	124	1.4
公共事業用地費	51	524	△ 90.3
市債金	4,377	4,512	△ 3.0
公営企業会計	5,842	5,934	△ 1.6
下水道事業	2,450	2,534	△ 3.3
埋立事業	392	457	△ 14.1
水道事業	1,292	1,298	△ 0.5
工業用水道事業	51	52	△ 2.4
自動車事業	228	235	△ 3.2
高速鉄道事業	935	891	4.9
病院事業	493	466	5.8
全会計総計	38,074	39,020	△ 2.4
(全会計純計)	31,612	32,477	△ 2.7

注1: 各項目で四捨五入をしているため、合計と一致していません。

注2: 会計間で相互にやりとりする重複部分を除いた額です。

県税交付金については、地方消費税交付金の増（78億円）などにより、総額で87億円増の1,143億円（対前年度比8.2%増）を計上しました。

国・県支出金について、国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチンの3回目追加接種等の実施に伴う補助金等の増（72億円）、障害者自立支援給付費等負担金の増（35億円）などにより、149億円増の4,011億円（対前年度比3.8%増）を計上しました。県支出金は、介護施設等の大規模修繕に合わせた介護ロボット・ICTの導入支援の増等に伴う地域医療介護総合確保基金事業費補助金の増（29億円）、自宅療養者見守り支援の実施等に伴う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増（22億円）などにより、93億円増の1,037億円（対前年度比9.8%増）を計上しました。

市債については、「財政ビジョン」（予算編成時は素案）を踏まえて、4年度から7年度まで4か年の市債活用額を5,300億円程度と予定し、4年度は1,360億円（対前年度比20.8%減）を計上しました。

その他の収入については、中小企業制度融資預託金元利収入の減（488億円）や横浜北西線の資産売却収入の皆減（338億円）などにより、3,359億円（対前年度比18.9%減）となっています。

## ■歳出について

人件費については、35人学級の段階的实施等に伴う

教職員の増、新型コロナウイルス対応に係る保健所等の体制強化、児童相談所の体制強化などにより、全体で15億円増の3,742億円（対前年度比0.4%増）を計上しました。

扶助費については、保育・教育に係る給付の増（71億円）、障害者支援施設等自立支援給付費の増（41億円）、障害児通所支援事業の増（37億円）などにより、全体で164億円増の5,495億円（対前年度比3.1%増）を計上しました。

公債費については、元金が1,892億円、利子等が238億円となり、全体で242億円増の2,130億円（対前年度比12.8%増）を計上しました。

行政運営費については、融資枠の減等に伴う中小企業制度融資事業の減（488億円）、横浜北西線の資産売却収入を活用した（一財）横浜市道路建設事業団債務返済の減（249億円）などにより、全体で501億円減の4,424億円（対前年度比10.2%減）を計上しました。

施設等整備費については、防災・減災への対応や、市民生活に身近な道路や学校等の整備、公共施設の保全更新、旧上瀬谷通信施設地区跡地整備など、必要な公共投資を進めることにより、1,979億円（対前年度比12.8%減）を計上しました。

繰出金については、後期高齢者医療事業費会計繰出金の増（25億円）や下水道事業会計繰出金の増（14億円）などにより、全体で46億円増の1,980億円（対前年度比2.4%増）を計上しました。

# 令和4年度の主要事業

◇すべての子どもたちの未来を創るまちづくり

（単位：百万円）

事業名	事業費	説明	局名
次の横浜を創る政策プロジェクト	50	本格的な人口減少社会を迎える中で、安定した行政サービスの提供などの持続可能な市政運営を実現するためには、人や企業を呼び込み、都市の活力を維持していくことが重要です。そのために、横浜市の人口転出入の要因分析や子育て世帯に優しい施策の検討、新たな経済振興策の検討など、今後のまちづくりとも連携しながら幅広く検討します。	政策局
妊娠期からの切れ目のない支援	15,208	誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりに向け、生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援を充実することで、子どもの健やかな育ちを支えます。保土ヶ谷区に地域子育て支援拠点サテライトを設置（累計8か所）するなど、地域の子育て支援の場を拡充します。令和4年4月から特定不妊治療等が保険適用されることに伴い、制度変更による不利益が生じないように助成事業を実施します。また、不妊に関する心身の不安や悩みをカウンセラーや専門医等に相談できる仕組みづくりを進めます。さらに、妊産婦や乳幼児等の実情や支援経過を電子化することで、個別の支援状況等を一元的に把握し、適切なタイミングできめ細かな支援を行います。また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的として、小児医療費の助成事業を実施します。	子ども青少年局 健康福祉局
保育・幼児教育の充実	174,142	待機児童の解消に向け、1歳児受入枠拡大のための定員変更に対する補助を拡充するほか、保育ニーズが見込まれる地域を対象として、老朽化した設備等の改修費用への補助を創設し、あわせて1、2歳児受入枠を拡大するための加算をモデル実施します。さらに、私立幼稚園での2歳児受入れの拡大など、既存施設の活用を進めます。受入枠が不足するエリアについては、保育所等を整備するなど、市全体で1,290人分の受入枠を確保します。人材の確保に向け、SNSを活用した「横浜で保育士として働く魅力」のPRや保育士の離職防止のための相談窓口の設置など、採用と定着の両面から取組を実施します。また、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、医療的ケア児の受入れに関するガイドラインの策定や医療的ケア児の受入れ体制を確保するための雇用経費の拡充などを行います。	子ども青少年局
放課後の居場所づくり	10,996	放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブに対して、医療的ケア児を受け入れるための看護師等の配置に対する支援や、職員の事務負担軽減に向けた支援、研修の充実等、質の維持・向上に取り組めます。また、放課後キッズクラブについては、土曜日を除く学校休業日の朝の開所時間を8時30分から原則8時に前倒しし、留守家庭児童の「生活の場」としての支援を充実します。	子ども青少年局



児童虐待対策の充実	11,354	令和4年度は新たに8区のこども家庭支援課に「こども家庭総合支援拠点」の機能を整備し、令和3年度に整備を完了した10区を含めた全区で拠点機能を運営することで、子どもとその家庭への相談支援機能の更なる強化・充実を図ります。また、増加する児童虐待への対応や一時保護所における支援環境向上のため、鶴見区で新たな児童相談所設置に向けた基本設計を実施するとともに、開所までの間、市内東部方面に中央児童相談所のサテライト拠点を設置し、初動対応の強化を図ります。あわせて、南部児童相談所の移転新設工事等を実施します。令和3年10月改正の「横浜市子供を虐待から守る条例」で明文化した「子どもに対する体罰等の禁止」などについて、SNS等を活用することにより広報・啓発を強化し、体罰等によらない子育てを推進していきます。	こども青少年局
子どもの可能性を広げる教育の推進	11,195	児童生徒1人1台端末の環境におけるICTの効果的な活用の促進や、情報教育の充実を図るため、ICT支援員の拡充やGIGA端末のトラブル等に対応するためGIGAスクール運営支援センター機能の充実に取り組み、GIGAスクール構想を着実に推進します。また、新たな学びを創造する「(仮称)スマート教育センター」について、民間事業者が整備する建物を賃借し、設置します。令和4年度は選定された事業者との設計協議を進めます。さらに、英語教育の充実のため、全小中高等学校、特別支援学校等に英語指導助手(AET)の配置を継続します。引き続き、児童の学力向上・心の安定・教職員の育成と働き方の改善を目的とした小学校高学年における教科分担任等を推進するとともに、教育現場における事務的な業務や感染症対策をサポートする職員室業務アシスタントの配置のほか、感染防止資器材の購入等への支援を行います。	教育委員会事務局
多様な教育的ニーズに対応した教育の推進	4,279	いじめ防止や早期解決に向け、引き続き、学校へスクールソーシャルワーカーやカウンセラーを配置します。また、不登校傾向にある生徒への支援強化のため、中学校の特別支援教室等に支援員を配置する「校内ハートフル事業」の実施校を新たに15校(累計35校)増やすほか、ひきこもり傾向にある不登校児童生徒に対するオンライン学習教材等を活用した支援を拡充します。さらに、増加傾向にある日本語指導が必要な児童生徒への対応として、都筑区の小学校内に新たな日本語支援拠点施設を設置(累計3か所)し、学校生活への早期適応に向けた集中的な初期日本語指導などの支援を行います。また、たんの吸引など医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する小中学校等への看護師派遣や、特別支援学校における福祉車両等による通学支援の充実など支援を拡充します。	教育委員会事務局
より良い教育環境の確保	34,065	老朽化した空調設備の改修や体育館への空調設備の設置を引き続き進めるほか、車いす利用等により階段昇降が困難な児童生徒が入学予定または在籍する学校へのエレベーター設置など、児童生徒が安全・安心な環境で学校生活が送れるよう取り組んでいきます。また、計画的な学校建替えに向けて、令和4年度も3年度に引き続き汐見台小、都岡小、上菅田笹の丘小での建替え工事を進めます。さらに、国の段階的な少人数学級化の導入方針を含め、学級数が保有教室を上回る場合は、必要教室数の確保を目的とした仮設教室の設置等を実施し、適正な学校編成に寄与することで、より良い教育環境の整備を推進します。中学校給食については、国産比率の向上や地産地消の推進など、食材の充実を図りながら、生徒にとって魅力的なメニューを提供するなど、献立を充実するほか、給食を教材とした食育を一層推進し、利用促進に取り組みます。新1年生に対し給食の利用を推奨する「さくらプログラム」の全校実施により、年間平均喫食率は、30%まで増加することを見込んでいます。	教育委員会事務局
子どもの貧困対策の推進	898	「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」(令和4年3月策定)に基づき、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めます。養育環境に課題のある家庭の小・中学生等が生活習慣を身に付けられるように、寄り添い型生活支援事業を新たに1か所(累計21か所)で実施するとともに、遠方に居住する児童の利用促進及び安全確保のため、送迎体制を強化します。また、高校等進学を希望する中学生に対する寄り添い型学習支援事業を実施します。さらに、家庭学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小・中学生への放課後等の学習支援を実施します。ひとり親家庭に対しては就業支援のほか、子への学習支援及び親への相談支援を行うひとり親家庭思春期・接続期支援事業の利用定員を拡充します。さらに、ヤングケアラーの支援に向けて、実態把握調査及び市民や関係機関に向けた広報・啓発としてリーフレットを作成するほか、理解促進のためのフォーラムを開催します。	こども青少年局 健康福祉局 教育委員会事務局

◇誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり

(単位：百万円)

事業名	事業費	説明	局名
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と医療提供・療養支援体制、救急医療体制の確保	42,748	市民の皆様の安全・安心を確保するため、引き続き感染症対策に全庁を挙げて取り組みます。新型コロナウイルスワクチンの3回目追加接種等を進めます。感染予防等の相談対応を担うコールセンターや帰国者・接触者外来への支援、検査自己負担分の助成等を引き続き行うほか、新たに外来拠点を確認します。また、クラスターの発生防止・早期収束のため、疫学調査チーム「Y-AEIT」による立入調査及びPCR検査等を実施します。引き続き、検体採取等を民間業者と連携して実施することにより、多様な感染症対策業務を迅速に実施する体制の維持を図ります。さらに、衛生研究所に導入した次世代シーケンサーによるゲノム解析を進め、新たな変異株の発生などを監視し、各種対策に役立てます。このほか、医療調整本部(Y-CERT)による円滑な患者の入院・移送調整等の実施や、救急隊員等の感染防止対策を図るため、自動式心マッサージ器の導入など、救急活動に必要な資器材や設備を整備し、救急体制を維持します。	健康福祉局 医療局 消防局
福祉施設等の感染防止、サービス提供体制確保	4,639	福祉施設(高齢者施設、障害福祉施設、保育所等)において、感染者が発生した場合等に、感染対策に必要な消毒費用等の経費を助成します。また、保育所等に対しては日々の感染症対策についても必要な経費を助成します。さらに、高齢者・障害福祉施設等で新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が発生した場合に、即時検査ができるよう、市内施設等に対して抗原検査キットを配付します。	健康福祉局 こども青少年局

医療提供体制の充実・強化	1,770	医療資源の更なる効果的・効率的な活用を図るため、大学等との共同研究に新たに取り組めます。そのほか、医師の負担軽減及び医療の質の向上に向け、横浜市立大学を中心とした複数病院の連携による遠隔集中治療（遠隔ICU）体制の24時間365日運用への拡大に向けた支援を実施します。将来の医療提供体制を支える看護人材の確保に向けて、看護専門学校等の運営や設備改修に対する補助を実施します。がん対策では、小児がんの長期フォローアップの推進に向け、新たに小児がん連携病院に対する補助を実施するなど、ライフステージに応じた対策を引き続き進めていきます。	医療局
高齢者福祉の充実	22,137	高齢者人口の増加に伴う施設入所の需要の高まりに対応するため、要介護3以上の方が概ね10か月以内に入所できるよう、特別養護老人ホームの整備に対する助成を実施します。また、介護現場の業務効率化・職員負担軽減等の観点から、介護施設等の大規模修繕にあわせた介護ロボット・ICTの導入支援を行うとともに、不足する介護人材の確保のため、本市の介護現場での就労を希望する外国人と受入介護施設等とのマッチング支援、新たに介護職員となる方への住居費の補助、介護関連の資格取得に向けた支援等を行います。認知症の人や家族が地域社会から孤立しないよう、認知症の理解促進、早期発見・早期対応に向けた取り組みを進めるほか、若年性認知症の人やその家族を支援するため、若年性認知症支援コーディネーターを新たに3か所（累計4か所）配置します。高齢者の社会参加を支援するため、70歳以上の市民で希望される方に敬老特別乗車証を交付します。敬老特別乗車証のIC化により正確な利用実態を把握します。	健康福祉局
障害児・者支援の充実	8,514	障害児・者やその家族が利用できる福祉サービス等を掲載した「障害福祉のあんない」について、より簡単かつ気軽に情報が入手できるよう、アプリによる情報支援を新たに実施します。また、重度障害児・者の外出機会を確保し、社会参加を促進するため、自動車燃料費助成、タクシー料金助成、福祉特別乗車券の3つの制度から選択する移動支援施策を引き続き推進します。医療的ケアが必要な重症心身障害児・者等とその家族を支援するため、4館目となる多機能型拠点の整備を北東部で進めるとともに、入居者の居住環境改善に向けた松風学園の再整備を進めます。また、医療的ケアが必要な障害児・者等の在宅生活を支援するため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、コーディネーターを担える人材を養成します。さらに、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、保育所や学校等での受入れを推進するなど、支援の充実を図っていきます。	健康福祉局 こども青少年局 医療局 教育委員会事務局
地域療育センターにおける支援の充実	3,077	療育に関する相談、診療・評価、集団療育の提供等を行います。また、利用希望児の増加や相談内容の多様化を踏まえ、各地域療育センターに心理職等を増員し、利用申込後の面接や初期の療育支援を拡充します。	こども青少年局
外国人材の受入れ・共生の推進	430	新たに磯子区に市内12番目となる国際交流ラウンジを開設するとともに、ICT機器による区役所窓口の多言語対応、多文化共生総合相談センターによる遠隔通訳・遠隔相談の普及、生活に必要な日本語学習の支援、地域課題解決に向けた専任スタッフの配置などを通じて、在住外国人の安全・安心な生活の確保や、地域における共生・交流・相互理解を進めます。また、多文化共生の更なる推進とともに、海外活力の取り込みや活躍支援を通じて「選ばれる国際都市・横浜」につなげるための調査・検討を行います。	国際局
生活習慣病予防の強化	4,115	健康増進法に基づく市町村計画である「第2期健康横浜21」（平成25年度～令和5年度）の最終評価を踏まえ、第3期計画の策定を進めます。また、生活の質や全身の健康に大きな影響を与える歯と口腔の健康を守るため、オーラルフレイル・歯周病予防に関する正しい知識を普及・啓発します。あわせて、がんの早期発見、早期治療の促進に向け、大腸がん検診の自己負担額無料化の継続や、個別勧奨通知、無料クーポンの発行など、がん検診の受診率向上を図ります。	健康福祉局
男女共同参画の推進	47	「第5次横浜市男女共同参画行動計画（令和3～7年度）」に基づき、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内中小企業等の「よこはまグッドバランス賞」認定や、企業の意思決定層を担う次世代の女性リーダー育成のための「女性トップマネジメント養成セミナー」を実施するほか、市内百貨店等と連携した女性起業家の商品・サービスのプロモーションを推進します。また、デートDV防止に向けて、若年層向けに、予防教育、相談、被害・加害者支援、広報・啓発を総合的に推進するほか、企業やNPO等の多様な主体と連携し、ジェンダー問題に関する社会の理解促進を図ります。	政策局 経済局
ひきこもり支援の推進	86	青少年相談センター等において、ひきこもり等困難を抱える若者の自立及び社会参加の支援に引き続き取り組みます。加えて、これまで青少年相談センターが担ってきたひきこもり地域支援センターの機能を強化し、新たな体制を整備することで、中高年の相談も含めた全ての方の方に寄り添った支援に取り組んでいきます。また、今後のひきこもり施策に生かすことを目的に、ひきこもりを含む生活状態等の実態調査を実施します。	こども青少年局 健康福祉局
生活に不安を抱える方への支援	1,113	新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等で生活が困難になっている方への支援を引き続き行っていきます。一人ひとりの相談者に寄り添い、きめ細かな相談支援を行います。また、離職等により住宅を失う恐れのある方等の生活困窮者に対し、家賃相当の住居確保給付金を支給します。また、感染拡大の影響により困窮しているひとり親世帯を支援するため、フードバンクを活用した食品提供を行います。	健康福祉局 こども青少年局
雇用機会の創出・就職支援	1,137	コロナ禍における厳しい雇用情勢に対応するため、緊急雇用創出事業を実施し、コロナ禍で解雇・雇止め等により職を失った方等に短期の雇用機会を創出します。さらに、個別相談やインターンシップ、合同就職面接会、職業訓練により、求職者の就職活動をサポートします。また、就職氷河期世代で、非正規職シングル女性をはじめとした不安定な就労状態にある方や、長期にわたり無業状態にある方等のニーズに沿った多岐にわたる就職支援プログラム等の充実を図ります。	経済局 こども青少年局 政策局



協働による地域づくりの推進、安心して暮らせるまち	1,506	地域課題の解決や新しい取組を創発する「市民協働推進センター」では様々な相談や提案を受ける総合相談のほか、連携協働に向けたコーディネーターや伴走支援、市民活動支援に資する講座の開催や各区市民活動支援センターの支援などに取り組みます。また、令和5年度からの運営事業者選定を行います。協働による地域づくりにおいて、重要な役割を担う自治会町内会及び地区連合町内会の運営を支援するほか、地域における防犯・防災や環境美化などの公益的活動の一部を補助します。また、中間支援組織等と連携しながら地域活動に参画する人材の発掘・育成に全区で取り組みます。さらに、地域との協働により誰もが安全安心に暮らせる「まち」となるよう、防犯環境の向上を図り、地域防犯カメラ設置補助等により地域が行っている防犯活動を支援します。	市民局
東部方面斎場（仮称）の整備	421	将来にわたる火葬の安定供給を確保するため、鶴見区において、市内で5か所目となる市営斎場の整備を進めます。令和4年度は3年度に引き続き実施設計を進めるとともに、周辺工事などを行います。	健康福祉局

◇ Zero Carbon Yokohama の実現

(単位：百万円)

事業名	事業費	説明	局名
Zero Carbon Yokohama の実現・SDGs未来都市・横浜の実現	4,301	「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」の制定を踏まえ、「横浜市地球温暖化対策実行計画」の改定を進めます。脱炭素を新たな成長戦略に位置付け、カーボンニュートラルポートの形成や水素サプライチェーンの構築など、国・産業界と連携し、脱炭素イノベーションをけん引するとともに、市内中小企業へのグリーンリカバリー設備投資助成、経済循環と地域課題の同時解決を図るサーキュラーエコノミー構築検討等により、市内経済の循環及び持続可能な発展を推進します。まちづくりと脱炭素が一体となった再エネの地産地消モデル事業、CO <sub>2</sub> 排出削減効果をポイント等により見える化するキャンペーンの新たな実施などにより、再エネを活用した地域課題の解決や市民・事業者等の自主的な脱炭素に向けた行動を後押しします。また、省エネ性能のより高い住宅の普及促進に向けた制度の検討とモデルの創出、EV充電器の公道設置に関する実証実験、集合住宅への充電設備設置補助の拡充等、様々な取組を通じて2050年「Zero Carbon Yokohama」の実現を目指します。さらに、市が率先して行動を示すため、公共工事やESCO事業により2030年までに公共施設の100%LED化を推進するほか、公用車への次世代自動車の導入、公共施設への太陽光発電設備等の設置可能性調査などを実施します。SDGs未来都市の取組の核として、ヨコハマSDGsデザインセンターを運営し、公民連携により、市内事業者等の様々な主体を対象に、SDGsに関する相談対応や、「横浜市SDGs認証制度」(“Y-SDGs”)等を通じて、金融機関とも連携した持続可能な経営への転換を支援します。また、令和3年12月にみなとみらい21地区に開設した新拠点も活用し、脱炭素化を軸とした環境・経済・社会的課題の統合的解決を目指す試行的取組の多層化を図ります。	温暖化対策統括本部 港湾局 経済局 建築局 環境創造局
ごみ焼却工場の再整備	2,601	焼却工場の老朽化が進む中、ごみ処理を安定的に継続するため、焼却工場の再整備を進めています。令和4年度は、保土ヶ谷工場の再整備に向けた基本設計、環境影響調査、一部の既存建物の解体工事等を行います。また、鶴見工場の長寿命化対策として、焼却炉の改修工事等を完了させます。	資源循環局
プラスチック対策・食品ロスの削減	43	廃棄物分野における脱炭素化の推進を図るため、令和4年4月に施行される「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、新たなリサイクルの検討など、プラスチック対策を進めます。また、食品ロスの削減に向けて、事業者や国際機関等と連携して消費者の削減行動につながる広報啓発やイベント等を行い、食品ロスを出さないライフスタイルの普及につなげます。	資源循環局

◇ 力強い経済成長の実現と賑わいがあふれるまちづくり

(単位：百万円)

事業名	事業費	説明	局名
戦略的な企業誘致とイノベーション創出	4,197	国内外の企業の新規進出や成長分野等への投資を積極的に呼び込むとともに、研究開発機能の拡充・集積に向け、事業再編や移転等が予定される土地への利用誘導策を策定します。また、IOTOP横浜とLIP、横浜のプラットフォームによるオープンイノベーションの推進や、社会課題解決に挑戦するスタートアップの創出と成長支援に取り組みます。あわせて、「グローバル拠点都市」として、企業・大学等と連携し、イノベーション人材の育成による新たなビジネスの創出や横浜のビジネス環境発信を行うことで、「イノベーション都市・横浜」を推進します。	経済局
中小企業・小規模事業者への基礎的支援と脱炭素化・デジタル化の推進	148,242	中小企業・小規模事業者の事業継続に向けて、きめ細かな経営相談を行うとともに、資金繰り支援として、経営の安定化や新たなチャレンジを支援する「新型コロナウイルス特別資金」等を実施します。また、コロナ禍を契機に環境を重視した投資等を通じて新たな取引関係の構築等につなげるための設備導入費用を助成するとともに、「SDGsよこはま資金」による資金繰り支援などを行います。さらに、デジタル化を後押しするための設備導入経費助成を実施します。	経済局
商店街の振興	288	商店街が消費喚起策として行うプレミアム付商品券の発行を支援します。また、空き店舗の解消のため、店舗の改装・改修や開業に係る経費を補助するほか、商店街での出店体験の機会創出や空き店舗ツアー等を行います。さらに、SDGsの実現に向けて社会課題解決に取り組む商店街を支援するとともに、老朽化した街路灯等の劣化状況調査や改修・撤去、防犯カメラ等のハード整備を通じて、来街者にとって安全・安心な買い物環境を整備します。	経済局

観光・MICEの推進	4,417	本市が目指す観光・MICEの姿や方向性を示す「横浜市観光MICE戦略」を策定するとともに、観光地域づくり法人（DMO）を中心とした観光推進体制の構築に向けた検討を進めます。また、観光キャンペーンによる観光産業の復興に加え、大河ドラマ等を契機とした国内誘客プロモーションを行います。さらに、SDGsやビジネス旅行等を切り口としたコンテンツ造成等の観光資源の充実・開発を進め、観光地としての魅力向上に取り組みます。MICE分野においては、安全・安心にMICEが開催できるよう主催者を支援するとともに、参加者の来訪を促し、消費活動の喚起につながる取組を推進することにより、市内経済活性化を図ります。あわせて、回復期を見据えて、経済波及効果の高い中大型の国際会議やビジネスイベントの誘致を進めます。	文化観光局
文化芸術創造都市の推進	12,516	横浜美術館の改修工事や市民の文化芸術活動の身近な拠点となる区民文化センターの整備を引き続き行います。また、横浜ならではの港の夜景を官民一体で創出する「創造的イルミネーション事業（ヨルノヨ）」を実施します。さらに、日本最大級の音楽フェスティバル「横浜音祭り」を開催し、横浜の魅力を国内外に発信するとともに、文化芸術創造都市として魅力・賑わいを創出します。	文化観光局
スポーツで育む地域と暮らし	2,070	スポーツを通じて、市民がいきいきとした生活を送るとともに、地域住民の交流や心豊かな暮らしができるよう、「第3期横浜市スポーツ推進計画」を令和4年6月に策定します。令和4年度で12回目となる「2022ワールドトライアスロン・パラトライアスロンシリーズ横浜大会」の開催をはじめ、大規模スポーツイベントを誘致・開催支援します。市民が一流選手のプレーを身近で観戦できる機会を増やし、また、世界や全国に向けて横浜の魅力を発信するとともに、経済及び地域の活性化につなげます。	市民局
海外とのネットワークを活用した海外活力の取り込み	2,160	本市がこれまで構築してきた海外とのネットワークを活用して、海外でスタートアップ企業を輩出するプラットフォーム（いわゆるエコシステム）と横浜のオープンイノベーションのプラットフォーム（一般社団法人YUSA、横浜未来機構、ヨコハマSDGsデザインセンター等）との連携構築をさらに進めます。横浜企業とのマッチングセッションを開催するとともに、国際的な都市ランキングへの掲載やSDGsに係る国内外における国際会議での発信など海外プロモーションを一体的に進めることで、オープンイノベーションとSDGsの一層の推進を図り、国際都市・横浜の新たな成長につなげます。インド・東南アジア等を所管するムンバイ事務所について、長引く新型コロナウイルス感染症の影響等を鑑み、タイ・バンコクへ移転し（アジア事務所）、同地域の活力を取り込むなど、海外事務所の機能を強化します。	国際局
公民連携による国際技術協力の推進（Y-PORT事業）	110	新興国等が抱える都市課題の解決と市内企業の海外インフラビジネス展開を支援します。Y-PORTセンター公民連携オフィスに整備した情報発信拠点 GALERIO（ガレリオ）を活用したビジネスマッチングの強化や一般社団法人YUSA等との連携による企業間のオープンイノベーションの促進を通じて、市内企業による海外での脱炭素化事業や複合開発・スマートシティ事業等の形成に取り組みます。	国際局

◇住まいと地域を大切に持続可能な郊外部のまちづくり

(単位：百万円)

事業名	事業費	説明	局名
地域交通の維持・充実	128	持続可能な地域交通の実現を図るために、公共交通の根幹となるバスネットワークの維持や、きめ細かな地域内の移動手段の確保に向け、総合的な検討を進めるとともに、横浜都市交通計画の一部改定（地域公共交通計画の作成）を行います。特に、地域内の移動手段については、モデル地区における実証実験や効果検証に取り組み、様々な移動サービスのあり方について検討を進めていきます。また、郊外部において、連節バスの導入など、運行効率化を促すための走行環境整備を進めながら、引き続き、バスネットワークの維持に取り組んでいきます。	政策局 都市整備局 道路局
通学路の安全確保、踏切安全対策の推進	4,247	小学生を対象とした「はまっ子交通あんぜん教室」を通じて、歩行時、自転車乗車時のルールを指導します。また、「スクールゾーン活動のしおり」や「はたふり誘導ハンドブック」等を作成し、スクールゾーン対策協議会の活動を支援します。あわせて、通学路における歩道設置やあんしんカラーベルト整備、交通安全施設の整備・補修などを推進するとともに、生活道路において車両の走行速度を抑制する「ハンプ」や「狭さく」の設置など交通安全対策を検討します。また、「横浜市踏切安全対策実施計画」に基づき、鶴見区の八丁畷第1踏切などの踏切拡幅等の安全対策を引き続き、進めていきます。	道路局
郊外部のまちづくりの推進	4,451	令和5年3月開業予定の新綱島駅の周辺で、新駅整備の機会を活かし市街地開発事業を着実に推進します。また、綱島駅東口駅前地区では、市街地再開発事業の事業化に向けて、都市計画決定を行い、事業計画の作成や施設建築物の基本設計等を進めます。瀬谷区二ツ橋北部地区では、土地区画整理事業により都市計画道路三ツ境下草柳線等を整備します。現在事業中の第1期地区について工事を着実に進めるとともに、未着手となっている第2期以降地区の早期事業化を目指します。また、郊外住宅地では、企業・大学・NPO等と連携し、大規模団地等の再生への支援を拡充するとともに、東急田園都市線沿線や緑区十日市場町周辺地域等において、脱炭素に資する取組のほか、働く場や地域交流機能の誘導を図るなど、持続可能なまちづくりを進めます。	都市整備局 建築局 温暖化対策統括本部
市営住宅の整備	5,066	「市営住宅の再生に関する基本的な考え方」に基づき、旭区ひかりが丘住宅、保土ヶ谷区岩井町住宅の長寿命化に向けた住戸改善（大規模リフォーム）や金沢区瀬戸橋住宅の建替え、南区中村町住宅、磯子区洋光台住宅の解体工事など、市営住宅の整備推進を図ります。また、港南区野庭住宅では、建替えに向け検討を行うとともに、「野庭住宅・野庭団地みらいビジョン」に基づき、地域の協議会を運営し、野庭分譲団地を含めた全体の再生に取り組みます。	建築局



米軍施設の跡地利用	7,294	旧上瀬谷通信施設の土地利用について、土地区画整理事業の実施に向けて事業計画決定の手続き等を進め、工事に着手します。周辺道路整備については、設計、用地取得等を進めるとともに、新たな交通について、将来の土地利用計画の深度化にあわせ、検討調査を進めます。あわせて、新たな都市農業のモデルとなる農業振興の取組、公園整備に向けた手続や設計等を進めます。また、大規模災害発生時において、本市が被災した際に他都市等からの応援を受け入れるために必要な防災機能を検討します。国が原状回復作業を進めている根岸住宅地区では、令和3年3月に策定した「跡地利用基本計画」及び「横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備構想」を踏まえた事業化検討調査や医学部・附属2病院等再整備基本計画の検討等を進めます。旧深谷通信所では、都市計画決定に向けて、環境影響評価手続や国有地処分の準備に必要な図書を作成します。	都市整備局 政策局 環境創造局 道路局 健康福祉局 消防局
-----------	-------	--	--

◇成長と活力を生み出す都心・臨海部のまちづくり

(単位：百万円)

事業名	事業費	説明	局名
山下ふ頭用地の造成等	2,390	民間事業者による開発が可能な環境を整えるとともに、市民等の皆様からの意見募集や民間事業者の皆様からの事業提案募集等を進めます。また、ご意見・ご提案の取りまとめ・分析を行うとともに、地元団体の代表者や有識者等で構成される委員会の設置・開催など、新たな事業計画の策定に向けた検討を行います。	港湾局
エキサイトよこはま22の推進	510	国際競争力強化に資するまちづくりの推進に向け、関係者と連携して東口のステーションオアシス地区をはじめとした横浜駅周辺の民間開発の推進を図り、駅前広場などの基盤整備の検討を行うとともに、防災の取組や地域団体等と連携したエリアマネジメント型のまちづくりを推進します。	都市整備局
関内・関外地区の活性化の推進	1,144	関内・関外地区では、「関内・関外地区活性化ビジョン」に基づき、関内駅周辺及び北仲通周辺等の拠点づくりや、地元や企業と連携したまちづくりを進めます。関内駅周辺地区では、事業者による旧市庁舎街区の建築工事や、港町民間街区の再開発に向けた検討を進めます。また、来街者の回遊性向上を図りまちの賑わいを地区全体に広げるため、みなと大通り及び横浜文化体育館周辺道路の再整備や歩行者デッキ等の整備、水上交通社会実験等の取組を推進します。横浜文化体育館の再整備では、令和3年度に引き続き、メインアリーナの工事を進めます。	都市整備局 道路局 市民局

◇花・緑・農・水の豊かな魅力あふれる都市づくり

(単位：百万円)

事業名	事業費	説明	局名
国際園芸博覧会の推進	358	2027年の国際園芸博覧会に向け、4年度は国や2027年国際園芸博覧会協会等と連携して開催に向けた取組を進めます。特に園芸博の認知度の向上及び機運の醸成を図るため、広報PRを積極的に行います。また、出展・輸送アクセス等の検討、会場建設費の補助等を行います。	都市整備局
市民の憩いの場となる公園の整備	15,525	地域のニーズを反映した公園の整備や改良を進めることで、市民生活に潤いと安らぎをもたらす、都市における快適な緑の空間を創出します。令和4年度末からの供用開始を予定している、(仮称)舞岡町公園の一部や小柴自然公園の第1期エリア等の大規模公園の整備を引き続き推進していきます。	環境創造局
ガーデンシティ横浜の推進	572	ガーデンシティ横浜の推進のための先導的な取組である「ガーデンネックレス横浜」により、都心臨海部のみなとエリアや郊外部の里山ガーデンを中心に花と緑による魅力創出等の取組を進めるとともに、全市的な広報、プロモーションを展開します。また、身近な公園や地域での花壇づくりやオープンガーデンなど、市民・企業等と連携した取組を全市・地域で一層広げ、街の魅力や回遊性の向上・賑わいづくりにつなげるとともに国際園芸博覧会の機運醸成を図ります。	環境創造局
活力ある都市農業の推進	142	都市農業の新たな担い手である新規就農者・後継者等に対する農業機械等の導入支援や農福連携の参入促進の検討など、多様な担い手の確保に取り組み、活力ある農業経営につなげます。都市農業の生産性の向上・省力化に向けて、北部汚泥資源化センター内の農業用ハウスを活用し、スマート農業機器による農産物の生育管理を行う栽培実証やスマート農業技術の普及に向けたPRを進めます。「横浜農場」を活用したプロモーションを積極的に行うとともに、PRイベントや広報誌等を通じて、地産地消のPRや情報発信を行い、市民が地産地消を身近に感じられる取組を推進します。	環境創造局

◇災害に強い安全・安心な都市づくり

(単位：百万円)

事業名	事業費	説明	局名
自助・共助の推進による地域防災力の強化	565	市民が利用しやすいように高潮・洪水・内水の3つのハザードマップを「浸水ハザードマップ」として1冊にまとめ、「マイ・タイムライン」とあわせて、15区(令和3年度に配布した神奈川区、金沢区及び栄区以外の区)の全世帯・全事業所に配布します。また、「マイ・タイムライン」の作成を促進するため、風水害の危険性がある地域にお住まいの方に対して研修等の支援を実施します。ハード・ソフトのそれぞれの面で防災対策を実施しているマンションを「よこはま防災力向上マンション」として認定し、地域防災力の向上を推進します。また、認定を取得しようとするマンション管理組合等に対し防災アドバイザーを派遣します。	総務局 環境創造局 建築局

局地的な大雨等への対策の推進	20,387	流域治水の基盤となる河川改修（帷子川、今井川、日野川等）や河川、雨水調整池の土砂掘削等による治水機能を確保します。また、都市機能が集積する横浜駅周辺地区において、目標整備水準を引き上げ、エキサイトよこはま龍宮橋雨水幹線を整備するほか、郊外部における雨水幹線の整備を推進するとともに、雨水の浸透機能向上を図るため、公園事業と連携するなどグリーンインフラの導入を進めます。また、崖地の改善に取り組む所有者等への対策工事費用の補助や土砂災害警戒区域内の崖地調査を行い、所有者等へ崖改善に向けた働きかけを推進します。	道路局 環境創造局 建築局
消防力の強化	6,828	通常災害はもとより、大地震をはじめとする様々な大規模災害に備え、消防防災活動の中核となる消防本部の機能強化を図るため、令和5年度からの段階的な運用開始に向けた建築工事、消防通信指令設備更新工事など、新たな消防本部庁舎の整備を進めます。また、消防訓練センター大訓練場等の更新整備に向けた基本計画を策定し、消防職員及び消防団員の教育訓練体制の充実を目指します。さらに、消防団活動に伴う報告事務等のデジタル化により、事務の省力化・効率化を図るとともに、老朽化等により更新要望のある消防団車両や消防団器具置場の整備を進めます。このほか、救急救命体制の充実強化を図るため、救急隊1隊を増隊し、計84隊とします。	消防局
地震・地震火災に強い都市づくりの推進	6,627	地震に強い都市づくりを推進するため、木造住宅・マンションや多数の方が利用する特定建築物の耐震診断・改修やブロック塀等改善事業、木造住宅の除却補助制度を引き続き実施します。木造密集市街地における地震火災対策を推進するため、泥亀釜利谷線や汐見台平戸線など延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備を行うほか、条例に基づく防火規制区域内の建築物不燃化、感震ブレーカーの更なる普及啓発等を進めます。また、地震時の天井脱落による被害を防止するため、市内既存公共施設の天井脱落対策事業について、引き続き設計や工事を行い、令和4年度中に全施設に事業着手します。	建築局 都市整備局 道路局 総務局
緊急輸送路等の整備、道路の無電柱化の推進	4,560	緊急輸送路ネットワークを強化するため、桂町戸塚遠藤線などの都市計画道路の整備や新横浜陸橋をはじめとする橋梁や歩道橋の耐震化等を進めます。また、災害時の道路の通行機能確保を図るため、環状2号線や山下本牧磯子線など緊急輸送路等における無電柱化を推進します。	道路局

◇市民生活と経済活動を支える都市づくり

(単位：百万円)

事業名	事業費	説明	局名
神奈川東部方面線整備事業の推進	8,140	本市西部及び新横浜を東京都心部と直結し、利用者の利便性と速達性を向上するとともに、新横浜都心の機能強化を図るために整備を進めている「相鉄・東急直通線（羽沢横浜国大～日吉間）」について、令和5年3月の開業に向けて、工事や開業準備を進めます。	都市整備局
高速鉄道3号線延伸事業の推進等・グリーンラインの6両化	2,774	高速鉄道3号線延伸（あざみ野～新百合ヶ丘間）について、関係機関との協議・調整、行政手続きを引き続き進めるとともに、これに必要な調査・設計の深度化を図り、早期の事業着手を目指します。あわせて、新駅設置に伴う公共交通ネットワークや関連する交通基盤等の検討を引き続き行います。また、平成28年度の国の交通政策審議会答申を踏まえ、横浜環状鉄道など、本市の鉄道構想路線について検討を進めます。このほか、グリーンラインでは、令和4年夏頃より6両化した編成を営業線に段階的に導入しはじめ、令和6年度までに全17編成中10編成を導入する予定です。	交通局 都市整備局
連続立体交差事業の推進	632	相模鉄道本線の鶴ヶ峰駅付近について、鉄道を地下化することにより踏切を除却する連続立体交差事業の工事に着工し、踏切による渋滞の解消、地域の利便性向上や市民生活の安全・安心の確保を目指します。	道路局
埠頭機能の再編・強化の推進	27,562	「国際コンテナ戦略港湾」として、基幹航路（北米・欧州等との直行便）の維持・拡大を目指し、高度な流通加工機能を有するロジスティクス施設と大水深・高規格コンテナターミナルからなる新たな物流拠点を形成する新本牧ふ頭の整備を引き続き進めます。また、本牧ふ頭において超大型コンテナ船への対応を図るため、D5コンテナターミナルの再整備を進めます。	港湾局
クルーズ船の寄港促進と臨海部の賑わい創出	1,365	感染症対策の強化や安全安心を確保しながら、約200隻の寄港を予定しているクルーズ船の着実な受け入れを引き続き推進します。あわせて、クルーズ船の安全快適な受け入れを継続していくため、受入経費に対する負担として、新たに料金を設定し、徴収します。また、新港ふ頭客船ターミナルからサークルウォークを結ぶ歩行者デッキの整備を進めるほか、開業20周年を迎える赤レンガ倉庫のリニューアルオープンに向けて、空調設備の更新等を行います。	港湾局

## 第 3 章

# 市政への提言と 指 針

市民生活と行政を取り巻く社会・経済情勢の変化には著しいものがありますが、そうした変化の中で、市政にとって新しい課題が数多く生み出され、新たな取組や施策の質的転換が求められています。

本市では、当面する課題について、懇談会・審議会を設置して市民の皆さんや学識経験者等の意見を求めたり、各種の調査研究を依頼し、また行政内部に検討のためのプロジェクトを設けて調査研究を行い、それらの結果に基づいて行政計画の立案・策定を行っています。

ここでは、それらのさまざまな課題について、令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの間に提出された答申等のダイジェストを収録しました。

## 横浜市民意識調査

政策局政策課  
令和 4 年 3 月報告

### ■背景と経過

市政全般について全市を対象とする唯一の意識調査で、昭和 47 年度から毎年継続して実施しています。市民の皆さんの日常生活について、意識と行動の両面からとらえ、生活意識や生活構造を明らかにし、その結果を市政運営や政策立案の基礎資料として活用することを目的としています。

調査項目は、ほぼ毎年継続して質問する項目（現住地居住年数、定住意向、生活満足感、心配ごと、市政への満足度・市政への要望など）と行政課題に応じて設定する項目により構成されます。

令和 3 年 5 月 26 日から 6 月 17 日にかけて、市内に居住する満 18 歳以上の方 5,000 人（外国人を含む）に調査票を郵送し、郵送回答又はインターネット回答により回収する方法で実施し、回収率は 51.4 パーセント（2,572 人）でした。

### ■調査結果の概要

#### 1 市政への満足度と要望

満足度は、1 位「バス・地下鉄などの便」、2 位「ご

みの分別収集、リサイクル」、3 位「良質な水の確保や安定供給」。要望は、1 位「地震や台風などの災害対策」、2 位「病院や救急医療など地域医療」、3 位「高齢者福祉」でした。

#### 2 心配ごと

心配ごとや困っていることについて、「自分の病気や健康、老後のこと」と回答した人が 51.3 パーセントで最多。「家族の病気や健康、生活上の問題」が 38.8 パーセント、「景気や生活費のこと」が 22.2 パーセントでした。

#### 3 定住意識

今の住まいに住み続ける意向のある人は 71.2 パーセント、転居の意向のある人は 14.7 パーセントでした。

### ■横浜市の対応

調査結果は、庁内で周知・共有し、市政運営や政策立案に活かしていきます。また、報告書を図書館や市民情報センターで閲覧に供し、市政刊行物・グッズ販売コーナーで販売するほか、市ウェブサイトにも掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shien/shiminishiki/>



## 横浜文化体育館再整備事業

## メインアリーナの名称について

第25期横浜市スポーツ推進審議会

令和4年3月22日

会長 山口 宏

### ■機関等の概要

横浜市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第31条の規定により設置されました。昭和37年4月1日に設立され、学識経験者、体育関係団体等から委嘱された委員で構成されており、主にスポーツの推進に関する重要事項の調査審議を行います。

### ■背景と経過

令和6年4月に供用開始予定のメインアリーナ施設の名称を新たに定めるにあたり、市民の関心を高めるとともに、これまで以上に愛着を持っていただけるよう、令和4年1月19日～2月15日の期間で市民意見募集を行い、合計1,416件の応募をいただきました。

いただいた市民意見について、令和4年2月14日に横浜市スポーツ推進審議会に諮問し、3月22日付で同審議会から答申をいただきました。

### ■答申等の概要

審議会からは「横浜」「BUNTAI」が、不可欠なキーワードと考え、「横浜BUNTAI」を名称案として答申

したい旨をいただきました。

主な理由は以下のとおりです。

- ①大多数の名称には「横浜」が含まれており、地域・地元への愛着が表れている。
- ②横浜市内の他アリーナ施設（横浜アリーナ、ぴあアリーナMM、Kアリーナ横浜）との混同をさけた名称とすべきである。
- ③意見の多くは「Uアリーナ」と「文体」「BUNTAI」「ぶんたい」に二分されているが、アリーナは前述②のとおり避けるべきであることや、旧「横浜文化体育館」はスポーツ・文化のイベントのみならず、成人式等でも利用される等、市民の思い出の場にもなっており、多くの市民が、歴史の継承を求めていることから「文体」「BUNTAI」「ぶんたい」を提案する。
- ④表記について市民は名称に新しさを求めているが、漢字の「横浜文体」では、「横浜文化体育館」と比して新しさが少ないこと、ひらがなの「よこはまぶんたい」は票数が少数であったことを考慮すべきであることから「BUNTAI」とする。

### ■答申等に対する行政対応

答申を尊重し、「横浜BUNTAI」を「横浜市スポーツ施設条例」の改正案として令和4年横浜市区第2回定例会に付議し、令和4年6月7日に可決されました。

## 横浜市中心卸売市場本場・鳥卵部の廃止について（答申）

横浜市中心卸売市場開設運営協議会

令和3年7月2日

会長 山下 東子

### ■機関等の概要

横浜市中心卸売市場開設運営協議会は、横浜市中心卸売市場条例第74条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、市場の開設またはその業務の運営に関し必要な事項を調査審議する等の目的で設置しています。

### ■背景と経過

横浜市中心卸売市場は、青果部・水産物部・鳥卵部・食肉部の4部を設置し運営していましたが、令和3年5月に鳥卵部唯一の卸売業者から業務休止届が提出され、その後1か月以上その業務が休止されていたため、取引先等に対して不安定な市場運営の状況を早期に解消すべく、令和3年6月に横浜市中心卸売市場条例第19条第2項第3号に基づき、卸売業務の許可の取消を行いました。

全国の中央卸売市場で鳥卵部を設置しているのは本市のみであること、鶏肉・卵は卸売業者でなくても市場の関連事業者として取り扱いが可能であることから、当該

卸売業者の業務の廃止を機に鳥卵部の廃止について諮問し、令和3年7月に答申をいただきました。

### ■答申等の概要

- ・卸売業者の業務の廃止を機に、横浜市中心卸売市場本場・鳥卵部を廃止することが妥当である。
- ・鳥卵部の廃止により新たに発生する空き店舗については、場内事業者の意向等を踏まえ、市場活性化・機能強化の観点から活用されたい。
- ・買出人の利便性に配慮し、鳥卵部で取り扱っていた品目については、関連事業者によって提供されることが望ましい。

### ■答申等に対する行政対応

答申を踏まえ、令和3年12月に横浜市中心卸売市場条例を改正し、鳥卵部を廃止しました。鳥卵部の廃止により発生した空き店舗については、場内事業者の意向も踏まえ有効活用を検討しています。また、鳥卵部で取り扱っていた鶏肉・卵は、市場の関連事業者が取り扱っています。

## 生活保護の実施機関としての相談・申請受付の在り方について 提言書

横浜市社会福祉審議会 生活保護申請対応検証専門分科会  
令和4年2月7日  
生活保護申請対応検証専門分科会会長 石渡 和実

### ■機関等の概要

横浜市社会福祉審議会 生活保護申請対応検証専門分科会は、令和3年2月22日に発生した生活保護申請に関する不適切な対応について、原因究明や検証及び再発防止を目的として設置されました。

### ■背景と経過

神奈川県生活支援課において生活保護の申請意思を明確に表示している相談者に対し、不適切な説明を行い、申請を受け付けずに相談を終了させるという事態が発生しました。

生活保護申請対応検証専門分科会では、本件の事実の把握や発生要因の分析等を行い、検証から省みられた課題を踏まえて再発防止に向けた提言を策定しました。

### ■提言の概要

①職員一人ひとりが、法令等を順守したうえで、市民や

社会の要請に応えるため、生活支援課の使命と責務を自覚して実践すること。この実現を視野に入れて、人材育成（提言②）及び組織マネジメント（提言③）を計画的に行うこと。

- ②ソーシャルワークの価値としての利用者主体や権利擁護の視点を尊重し、相談や申請受付など市民にサービス提供する実際の場面で、具体化し実践できる人材育成を図ること。
- ③ケースワーカーを含む係員、係長、課長、部長といった職階に応じて果たすべき機能が十分に発揮されるよう、管理職はリーダーシップを取ってチームを運営し、組織の責務を果たせるように努めていくこと。

### ■提言に対する行政対応

提言書の内容を踏まえ、本事案による教訓を風化させることのないよう、すべての職員が生活支援課の使命と責務を自覚し、組織一丸となって再発防止に取り組みます。

## 横浜市下水道事業経営研究会（第8期）報告書

横浜市下水道事業経営研究会  
令和3年8月3日  
座長 滝沢 智

### ■機関等の概要

横浜市下水道事業経営研究会は、学識経験者等の広く専門的な見地から、本市下水道事業の経営に関し必要な事項についての調査研究及び審議を行い、御意見を頂くことを目的に、横浜市附属機関設置条例に基づき設置する附属機関です。

委員は下水道技術、財政学、経営学等の専門的な知識を有する学識経験者など9名の委員で構成されています。

### ■背景と経過

平成6年に使用料改定に向けた御意見をいただくことを目的に、横浜市下水道事業経営研究会の前身である、「横浜市下水道事業経営調査会」を設置しました。

その後、要綱の改正に伴い、平成14年に「横浜市下水道事業経営研究会」に名称を変更し、横浜市における下水道事業の経営に関し必要な事項についての調査研究及び審議することを目的に、学識経験者などからなる常設の研究会として設置し、現在に至ります。

なお、平成24年に施行された横浜市附属機関設置条例により、条例に基づく附属機関に位置付けました。

横浜市下水道事業経営研究会（第8期）は、令和元年12月から令和3年8月までの約2年間計6回にわたり、次の中期経営計画に向けた審議を行い、令和3年8月3日に報告書を御提出いただきました。

### ■答申等の概要

次の3つのテーマを審議事項として議論を行い、提言をとりまとめています。

- 1 下水道事業の取組による SDGs への貢献
- 2 横浜市下水道事業中期経営計画 2018 中間振り返り
- 3 横浜市下水道事業における今後強化すべき施策

### ■答申等に対する行政対応

答申で示された提言を踏まえ、次期横浜市下水道事業中期経営計画の計画策定を進めていきます。

また、策定経過は横浜市下水道事業経営研究会（第9期）にて報告し、御意見を頂く予定です。

## 第4章

# 市政の仕組み

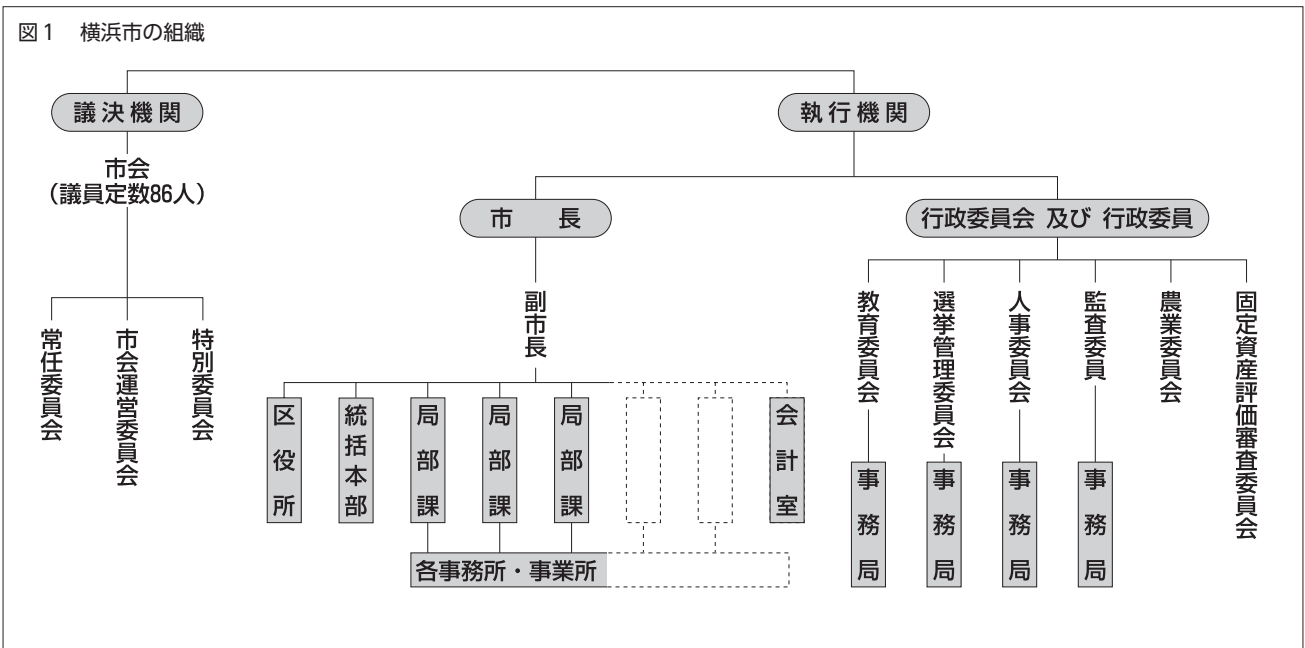
市政を運営するための組織は、市の意思を決定する議決機関とそれを執行する執行機関からなっています。議決機関としての市会は、市民の皆さんから直接選挙によって選ばれた議員により構成され、議員全員による本会議と部門ごとに審査を行う委員会によって運営されています。

執行機関は、民主的で公平な行政運営を図るため、市長、行政委員会及び行政委員（教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）により構成され、その権限は分散されていますが、相互に連携を図りながら市政の執行に当たっています。

市長は、各執行機関を所轄し、相互の間にその権限について疑義が生じた場合は、これを調整しています。

議決機関である市会と執行機関である市長は、独立対等の地位にあり、相互にチェック・アンド・バランスの関係にあります。また、その職務権限についてもそれぞれ直接市民の皆さんに対して責任を負います。

図1 横浜市の組織



# 市会

## 市会の構成

### 議員

市会議員は、選挙権を有する住民の直接投票で、区別(18区)に選出されます。議員定数は、条例により86人と定めています。

現議員の任期は、平成31年4月30日から令和5年4月29日までの4年間です。

### 会派別議員数(令和4年8月1日現在)

自由民主党横浜市会議員団・無所属の会	35人
立憲民主党横浜市会議員団	19人
公明党横浜市会議員団	16人
日本共産党横浜市会議員団	9人
民主フォーラム横浜市会議員団	3人
無所属クラブ	2人
無所属	1人
計	85人

(欠員1人)

### 議長・副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙によって選ばれます。議長は、市会を代表するとともに、議事を円滑に運営するため、議場の秩序を保ちます。また、市会の様々な事務をとりまとめ、処理することも議長の仕事です。また副議長は、議長が出張や病気などで職務を行えないときなどに、議長の職務を行います。

## 市会の運営

### 定例会と臨時会

市会には、定期的に招集される定例会と、必要がある場合にその案件に限り招集される臨時会とがあります。

市会では、条例により定例会の回数を年4回と定め、通例として2月、5月、9月、11月に招集されています。定例会も臨時会も招集をするのは市長の権限ですが、議長が市会運営委員会の議決を経て招集を請求した場合は、市長は臨時会を招集しなければなりません。また、議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができます。

定例会及び臨時会では、初めに会期が定められ、原則としてその会期中に本会議や委員会を開き、議案の審議・審査などの議会活動を行います。

図2 各区選出議員数(令和4年8月1日現在)

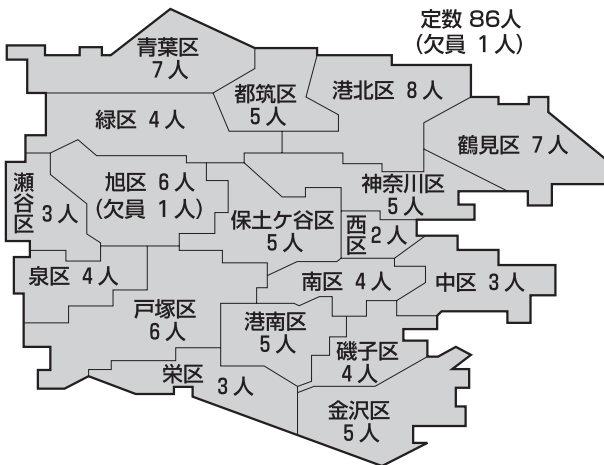


表1 付議件数一覧

令和3年4月1日～令和4年3月31日

	市長提出案件					議員提出案件			その他の案件			合計
	条例	予算	決算	契約	その他	条例	意見書・決議	その他	選挙	請願	その他	
令和3年第2回臨時会	13	1	0	2	13	1	2	1	7	3	8	51
第3回定例会	6	2	24	8	32	1	2	1	2	6	8	92
第4回定例会	13	3	0	3	33	0	3	0	0	4	2	61
令和4年第1回臨時会	13	41	0	1	14	3	2	1	1	0	3	79
計	45	45	24	14	92	5	9	3	10	13	21	283

表2 常任委員会開催数 請願件数等

委員会名	開会回数	議案件数 <sup>*1</sup>	請願件数 <sup>*2</sup>	陳情件数 <sup>*2</sup>
政策・総務・財政委員会	16	29	2	3
国際・経済・港湾委員会	10	24	0	4
市民・文化観光・消防委員会	7	46	0	1
こども青少年・教育委員会	10	22	7	2
健康福祉・医療委員会	10	45	0	12
温暖化対策・環境創造・資源循環委員会	7	15	1	0
建築・都市整備・道路委員会	12	24	3	0
水道・交通委員会	8	6	0	0
合計	80	211	13	22

令和3年4月1日～令和4年3月31日

※1 議案件数は、継続審査分を除いたもの。

※2 請願と陳情の件数は、継続審査分及び審査される前に取り下げられた分を除いたもの。また、陳情については付託されない陳情(行政への要望などの陳情)も除く。





市会本会議場

### 本会議

本会議は、議員全員で構成され、市会の意思を決定する会議です。市会に提出された議案や市会としての意見表明などは、最終的にはすべて本会議において議決されます。

議員は招集された日に議場に参集し、原則として議員の定数の半数以上の議員が出席したときに、議長の宣告により会議が開かれます。

本会議では、提案された議案についての説明や質疑、賛成・反対意見の表明、そしてその議案を認めるかどうかの採決などが行われます。

また、議員が、市政全般の施策等について、市長などの考えを問いただす一般質問を行うのを通例としています。

### 常任委員会

本会議ですべての議案等をきめ細かく審議することは効率的ではないので、市の執行機関の所管局別に8つの常任委員会を設置し、議案や請願・陳情などの審査を行っています。

議員は原則1つの委員会に所属し、委員の任期は1年で、各委員会にはそれぞれ委員長1人と副委員長2人がいます。

常任委員会は、市会閉会中（会期以外の期間）にも、所管する局の事業などについて、調査・研究するなどさまざまな活動を行っています。

### 市会運営委員会

市会運営委員会は、各会派の意見を調整する場として設置され、各交渉会派（所属議員5人以上）の代表者によって市会運営上のさまざまな事項に関して協議が行われています。

また、市会に関する条例などの議案や請願・陳情などの審査も行っています。委員の任期は1年で定数は16人としており、委員長1人、副委員長2人のほか、各交渉会派1人ずつの理事がいます。

### 特別委員会

特別委員会は、付議事件（市会の議決によって定められた市政の特定の問題）について審査あるいは調査・研究するため、必要に応じて設置される委員会です。

現在、7つの特別委員会が設置されており、各特別委員会では、付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取などを行っています。

また、このほかに毎年、当初予算及び決算の審査を行うために、それぞれ予算第一・予算第二特別委員会及び決算第一・決算第二特別委員会が設置されるのが通例です。

### ○各特別委員会の付議事件

#### 1 大都市行財政制度特別委員会

大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。

#### 2 基地対策特別委員会

米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。

#### 3 減災対策推進特別委員会

減災及び防災対策の推進に関すること。

#### 4 新たな都市活力推進特別委員会

オープンイノベーション等による企業支援や誘致促進、グローバル都市の実現、文化芸術創造都市や観光・MICEの推進等に関すること。

#### 5 健康づくり・スポーツ推進特別委員会

運動による介護予防等あらゆる世代の健康づくり及び大規模スポーツイベント開催やスポーツ関連施設の整備等スポーツの振興に関すること。

#### 6 郊外部再生・活性化特別委員会

都市の成長の基盤を支える魅力と活力ある郊外部のまちづくりに関すること。

#### 7 デジタル化推進特別委員会

行政のデジタル化の推進による、市民サービスの向上及び業務の効率化に関すること。

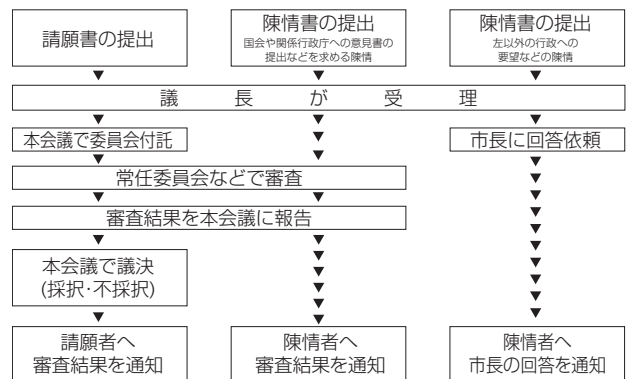
## ■市民と市会

### 請願と陳情

市政などについての意見や要望があるときは、どなたでも請願や陳情を市会議長あてに提出することができます。請願書を提出するときは、市会議員の紹介を必要としますが、陳情書の場合は、その必要はありません。

請願・陳情の受付時期は、各定例会初日（当初議案を上程する本会議日）の5日前（郵送の場合必着）ですが、受付時期を過ぎて提出されたものは、次回定例会で取り扱われます。提出された請願書・陳情書の審査方法は、次の図のとおりです。

図3 請願・陳情審査の流れ





なお、法令等又は公序良俗に反する行為を求めるものなど、陳情の内容によっては委員会での審査や市長等からの回答を求めない取り扱いとすることがあります。

### 記録の閲覧

本会議の会議録及び常任委員会、市会運営委員会、特別委員会、予算・決算特別委員会、全員協議会の記録は、市会図書室、市民情報センター、中央図書館、各区図書館、横浜市立大学学術情報センター及び市会ホームページで閲覧できます。

※なお、閲覧を開始する時期等は、会議によって異なりますので、詳細については、議会局までお問い合わせください。

### 本会議等の傍聴

市会の本会議は公開されており、どなたでも本会議場内の傍聴席で傍聴することができます。傍聴を希望される方は、本会議当日に市会議事堂3階の傍聴受付で先着順に受け付けます。(本会議場傍聴席数：216席〈うち車椅子スペース8席〉)

本会議場及び大会議室に設置されているモニターには、発言をリアルタイムに文字表示しています。また、本会議場では事前の申請により、手話通訳・要約筆記通訳対応を行っています。

さらに、市会を身近に感じ、議会や政治により一層興味を持っていただけるよう、市内の学校に通う児童・生徒を対象とした本会議傍聴も実施しています。

なお、委員会についても傍聴することができます。傍聴手続は本会議の傍聴と同様ですが、希望者が定員を超えた場合には抽選となります。

### インターネット中継

市会の本会議、予算・決算特別委員会、全員協議会、常任・運営・特別委員会、特別委員会が設置する理事会等について、インターネットでの生中継と録画中継を実施しており、パソコンやスマートフォン、タブレット端末から視聴することができます。

また、市会議事堂及び各区役所のモニターテレビ等では、本会議、予算・決算特別委員会の生中継を実施しています。

### テレビ放映

市会広報番組として、各定例会の概要番組「市会ダイジェスト」(年4回)をはじめ、「横浜市会新春語り初め」を制作し、tvk(テレビ神奈川)で放映しています。

なお、これらの番組は、市内に放送網を持つCATV(7局)で再放映するとともに、市会ホームページに掲載しています。

### ホームページ

市会ホームページでは、市会の仕組み、会議日程、議員名簿、議案一覧、委員会の活動概要、会議録、市会の広報など、様々な市会情報を掲載しています。

### 横浜市会 Facebook

定例会・委員会情報や正副議長の動向など、市会に関する幅広い情報を発信しています。

### 横浜市会 Twitter

市会日程やインターネット中継などの市会ホームページの掲載情報及び市会からのお知らせをツイッターで発信しています。

\*横浜市会アカウント @yokohama\_shikai

### ヨコハマ議会だより

議会広報紙「ヨコハマ議会だより」は、定例会の概要や一般質問の質問・答弁の要旨、議案に対する賛否一覧などを中心に編集し、定例会ごとに年4回発行しています。自治会・町内会等を通じて各世帯へ配布するほか、区役所や市内のPRボックスでも配布しています。

また、点字版・CD版・デージー版も作製し、図書館などで閲覧・視聴できるほか、希望される方にお届けしています。

### 市会のしおり

「市会のしおり」は、議会について分かりやすく解説するパンフレットで、市会の仕事、市会の構成及び市会議員名簿などを掲載しています。「市会のしおり」は、市役所市民情報センター、区役所広報相談係で配布しています。

### 市会ポスター

定例会の開催を周知し、傍聴やインターネット中継の利用を促進するため、定例会ごとにポスターを制作し、市内公共施設、公共交通機関、市立学校などに掲出しています。

## 市長と補助機関

### ■市長

市長は市政全般を総括し、市を代表します。市長が管理執行する事務は、①住民の安全、健康、福祉の保持や保育所・公園等各種施設の設置管理など市の事務(自治事務)②国や県が本来果たすべき役割にあるが、利便性や効率性のため、法令により市が行う事務(法定受託事務)があります。市長は、これらの事務を処理するため、必要な内部組織を設け、また、この権限に属する事務を職員に委任し、または臨時に代理させることができます。

### ■補助機関

市長の権限に属する事務を処理するため、市長の補助機関として、副市長、会計管理者、統括本部長、局長、区長のほか、事務職員、技術職員その他職員が置かれています。

副市長は、市長を補佐し、職員の担当する事務を監督し、市長に事故があるときまたは市長が欠けたときは、その職務を代理する最高の補助機関で、現在4人置かれています。

会計管理者は、市長が任命し、市の現金、物品等の出納その他の会計事務を担当しています。

統括本部長、局長は、市長が任命し、市長と副市長の命を受け、主管の事務を処理しています。

区長は、市長が任命し、市長と副市長の命を受け、市長の権限に属する事務、戸籍事務など法令により直接委任された事務を処理しています。

なお、事務の執行機関として2つの統括本部と20の局、18の区役所、1つの室を置いています。

# 行政委員会と行政委員

市長以外の執行機関として、委員会と委員が設けられ、複雑多岐にわたる行政の中で、特に公正中立の立場を必要とする領域、または、専門性の高い領域の事務を、公選の長から独立した権限をもって執行しています。

地方自治法に基づき、横浜市に設置されている委員会と委員は次の6つです。

## ■教育委員会

教育委員会は、教育の中立性を保持し、学校教育・生涯学習等の振興を図るため、設置された執行機関です。市長が議会の同意を得て任命する教育長及び5人の委員で組織され、教育長の任期は3年、委員の任期は4年です。

毎月1回定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会を開催し、学校その他の教育機関の設置・管理、学校教育に関する指導、教材等の整備、教職員の配置などに関する事項、生涯学習等に関する事項を審議・決定しています。

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育長の統轄の下に事務局が置かれています。

## ■選挙管理委員会

民主政治の基盤である選挙は、公正中立な機関によって、適正に行わなければなりません。そこで、市長から独立した地位と権限を持つ執行機関として、選挙管理委員会が設置され、その委員会は、選挙権を有する者のうちから、市会で選挙された4人の委員で組織され、任期は4年です。

選挙管理委員会は、各種の選挙を適法かつ適正に執行するとともに、市民の皆さんの一人ひとりが選挙に関心を持ち、有権者としての自覚に基づいて積極的に投票に参加するよう、日頃から啓発活動を行っています。なお、その事務を処理するため、事務局が置かれています。また、各区にも同様に選挙管理委員会が置かれています。

### 選挙

#### 1 選挙人名簿

選挙権は、日本国民で満18歳以上の全ての人に与えられていますが、投票するためには選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されていることが必要です。

選挙人名簿の登録は、毎年3月、6月、9月、12月（定時登録）と選挙の際（選挙時登録）に、住民基本台帳の記録に基づいて区選挙管理委員会が行い、在外選挙人名簿の登録は、主に、本人から在外公館を経由して区選挙管理委員会に申請することにより行われます。名簿登録者数は表3のとおりです。

表3 名簿登録者数 (単位：人)

名簿の種類	総数	男	女
選挙人名簿	3,133,528	1,545,200	1,588,328
在外選挙人名簿	4,857	2,256	2,601

令和4年6月1日現在

## 2 選挙執行状況

令和4年7月10日に参議院議員通常選挙が執行されました。

### 啓発

#### 1 常時啓発

少子高齢化の進展と若年層を中心とした政治・選挙離れが続いている中で、若年層の有権者を増やし、若い世代の政治参加を促進させるために平成28年の参議院選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられました。

それを受けて学齢期を含め、早い段階からの主権者教育の推進を図っていくために横浜市教育委員会と連携し、出前授業の実施など小・中・高・特別支援校での取組を進めています。

また、若年層への働きかけとして、「成人の日」を祝うつどいにおいて、二十歳を迎えた有権者を対象に、選挙の知識やルールを掲載した小冊子「はたちの投票 Book」の配布等を実施しました。

さらに、ホームページやTwitterによる選挙情報の発信のほか、選挙や投票を考えてもらうきっかけづくりとして、若い世代のトレンドであるWEB広告による情報発信などを実施しています。

そのほか、市・区明るい選挙推進協議会の自主事業を助成しています。

#### 2 選挙時啓発

選挙時には、有権者に投票日や期日前投票等について周知し、投票参加を広く呼びかけるため、集中的に啓発を実施しています。また、明るい選挙推進委員や推進員の協力を得て、市内全区で啓発を展開する等、関係機関と連携した各種啓発を幅広く実施しています。

## ■人事委員会

人事委員会は、中立的かつ専門的な人事機関として設置され、人事給与制度に関する調査・研究や職員の採用等の事務を処理しています。

人事委員会は、市長が議会の同意を得て任命する3人の委員で組織され、委員の任期は4年です。また、その事務を処理するため、事務局が置かれています。

### 給与に関する報告及び勧告

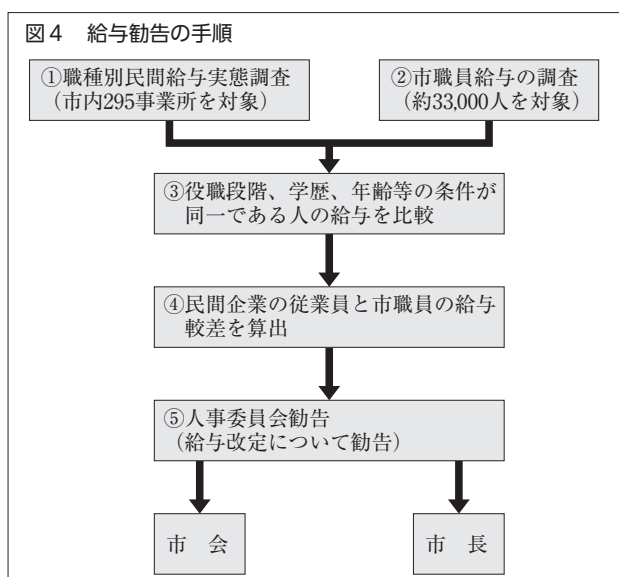
市職員の給与は、職務と責任に応じ、国、他の自治体の職員や民間企業の従業員の給与等を考慮して定めることとなっています。職員は全体の奉仕者として労働基本権の制約を受けるため、その代償として、人事委員会が毎年、市内民間企業を対象に「職種別民間給与実態調査」を実施し、民間給与と本市職員給与を比較した上で、市会と市長に対し職員の給与水準等について報告し、必要に応じて給与改定等を勧告することとなっています。

### 公平審査

人事委員会は、中立、公正な第三者機関として、地方公務員法に基づき、不利益処分についての審査請求（職

表4 令和3年度の実施結果

	種類	区分	第一次試験・選考日	受験者(人)	最終合格者(人)
職員の採用試験・選考	大学卒程度 【技術先行実施枠】	土木、建築、機械、電気	4月18日	211	84
	大学卒程度等	事務、社会福祉、心理、デジタル、土木、建築、機械、電気、農業、造園、環境、衛生監視員、保健師、消防、消防(救急救命士)、学校事務	6月20日	3,493	859
	高校卒程度、 免許資格職など	事務、土木、機械、電気、水道技術、保育士、司書、栄養士、学校栄養、消防、消防(救急救命士)	9月26日	1,114	180
	社会人	事務、社会福祉、心理、デジタル、土木、建築、機械、電気、造園、環境、衛生監視員(獣医師免許所持者)、保健師	9月26日	978	86
	障害のある人を対象	事務A、事務B、事務C、学校事務	9月5日	280	15
	就職氷河期世代を対象	事務	9月26日	340	5
係長・消防司令昇任試験	係長(事務、社会福祉、土木、建築、機械、電気、農業、造園、環境、薬剤、衛生監視、保健師、保育士)、消防司令		8月29日	1,477	223



員の身分を保障するための制度)や勤務条件に関する措置の要求(職員の経済上の諸権利を確保するための制度)の審査を行っています。

また、勤務条件等に関して、職員からの相談を受ける職員相談を実施しています。

#### 職員の採用試験・選考

職員の採用は、地方公務員法に定める成績主義の原則に基づき、競争試験又は選考により行っています。

人事委員会が実施している職員採用試験・選考を大きく分けると ①大学卒程度等採用試験 ②高校卒程度、免許資格職など採用試験 ③社会人採用試験 ④障害のある人を対象とした採用選考 ⑤就職氷河期世代を対象とした採用試験の5種類です。

大学卒程度等の採用試験は、採用年度の4月1日現在で年齢が22歳から30歳までの人を対象とした試験です。該当する年齢の人は、学歴・職歴にかかわらず受験することができます。

高校卒程度、免許資格職などの採用試験を、受験することができる年齢は、各試験区分によって異なります。

社会人採用試験は、採用年度の4月1日現在で年齢が31歳から59歳までの人で、一定の経験を有している人を対象とした試験です。それぞれの区分によって必要な

経験は異なります。

障害のある人を対象とした採用選考は、身体障害、知的障害又は精神障害のある人を対象とした選考です。受験資格は選考区分によって異なります。

就職氷河期世代を対象とした採用試験は、令和4年度の4月1日現在で年齢が36歳から51歳までの人を対象とした試験です。

なお、各試験の資格・免許を必要とする区分は、それぞれの職種に必要な国家資格や免許を有する人又は取得見込みの人が対象です。

このほか、各局の協力により各種の採用選考も実施しています。

#### 職員の昇任試験・選考

職員の昇任は、採用と同様に成績主義の原則に基づき、競争試験又は選考により行っています。

特に、係長への昇任については、情実による人事を排し、公平な人事管理を行うために、昭和30年度から責任職への選抜登用制度として係長昇任試験を実施しています。この試験は、意欲と能力のある人が昇任できる制度として、自己研鑽や職場における士気の高揚に役立つなど横浜市の人事行政上重要な役割を果たしています。また、平成21年度から、試験に加え選考により昇任者を選抜するという、いわゆる「試験・選考併用制度」を導入しています。

#### ■監査委員

監査委員は、地方自治行政における公正と効率の確保という見地から地方自治法に基づいて設置されている執行機関で、市長が議会の同意を得て選任する、人格が高潔で行政運営に関し優れた識見を有する者3人と議員2人からなる5人の委員によって構成されています。

なお、その事務を処理するため、事務局が設置されています。

監査委員は、市の行政が法令等に適合し、最小の経費で最大の効果を発揮するよう運営されているか、という事務処理の合規性、経済性、効率性等の確保を主眼として、各種の監査を実施しています。

この監査結果は、その都度、市長と議会に報告するとともに、市報に登載し公表しています。

監査結果に基づいて市長等が措置を講じたときは、そ



の旨を監査委員に通知することとされており、監査委員は当該通知に係る事項を市報に登載し公表しています。

主な監査委員監査とその内容については次のとおりです。

- (注) 1 法令名の略語は、次のとおり  
「法」……………地方自治法  
「公企法」……………地方公営企業法  
2 法令の条項等は、次のように省略して記載  
(例)「150⑤」は「第150条第5項」を表します。

### 内部統制評価報告書審査「法150⑤」

市長から審査を求められた内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査するものです。

### 財務監査「法199①」

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査するものです。

### 行政監査「法199②」

市の事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査するものです。

### 財政援助団体等監査「法199⑦」

市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人、市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、市が受益権を有する不動産の信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務（当該財政的援助等に係るものに限り。）が法令等及び当該監査対象団体が定めた規程類に適合し、かつ、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査委員が必要と認めるとき、又は市長の要求があったときに監査するものです。

### 決算審査「法233②、公企法30②」

市長から審査を求められた各会計決算及び附属書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを確認し、予算の執行と会計処理が適正かつ効率的に行われているかを審査するものです。

### 現金出納検査「法235の2①」

会計管理者、企業管理者等が保管する現金の出納事務が正確に行われているかについて、毎月、例日を定めて計数を確認し、その保管状況を検査するものです。

### 基金運用状況審査「法241⑤」

市長から審査を求められた各基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査するものです。

### 健全化判断比率等の審査「地方公共団体の財政の健全化に関する法律3①、22①」

市長から審査を求められた健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを審査するものです。

### 住民監査請求の監査「法242」

市民の皆さんが、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるとき、監査委員に監査を求め、必要な措置を請求できる制度です。

監査委員は、その請求に基づき監査を行い、その結果を公表し、必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

### (外部監査契約に基づく監査)

監査委員による監査とは別に、市長が、横浜市組織には属さない外部の専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）と外部監査契約を締結して監査を受ける外部監査制度（法252条の27以下）があります。

外部監査には包括外部監査と個別外部監査があり、包括外部監査については毎会計年度、市長は外部監査契約を締結し、外部監査人は監査を実施しなければならないこととされています。

## ■農業委員会

農業委員会は、農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件の審査、遊休農地の調査・指導など農地に関する事務を執行するために設置された執行機関です。

横浜市では、中央農業委員会と南西部農業委員会の二つの農業委員会があり、委員の任期は3年です。

## ■固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会は、固定資産税の課税の基礎となる固定資産課税台帳に登録された価格について、納税者の不服を審査するために設置された執行機関です。

委員は、市民の皆さんや学識経験者などの中から市長が議会の同意を得て選任し、任期は3年です。横浜市では、18人の委員が選任され、審査は、3人の委員で構成する合議体で行っています。

## 行政区

### ■行政区の意義

行政区とは、大都市に関する特例の一つで、地方自治法第252条の20では「指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする」とされています。

行政区は、次のような意義を持っています。

都市が発展する中で市域の拡大、人口の増加が進みますが、それに伴い行政機構が多様化し、行政事務も専門化していきます。その結果、市民の皆さんと行政の距離が遠くなるなどの状況が生じます。

こうしたことを避けるために、生活圈などを考慮し、市内の区域を分けて区を設け、市民の皆さんと密接な関連のある事務事業を区長が行うことで、広域化した大都市においても、市内の各地域の実情に応じたきめ細かな行政を確保しようとするものです。

## ■行政区の性格と機能強化

指定都市の行政区は、特別地方公共団体として法人格や公選制の区長を持つ東京都の特別区とは異なっています。

区長は市長によって任命され、取扱事務には、市長の補助機関として執行する事務、市長からの委任を受けて行う事務、法令によって直接区長に委任されている事務などがあります。また、横浜市では、行政区の予算は市（局）から配付され、事務執行については市長の指揮監督を受けています。

横浜市では、市としての一体性を確保しながらも、市民の皆さんの要望や地域の課題に的確に対応するため、行政区における予算の編成・執行、事業の企画・立案などの機能や権限の強化に取り組んでいます。

## ■横浜市の行政区の沿革

横浜市の市制は、明治22年、現在の中区及び西区のうち本牧、根岸を除いた区域と約12万人の人口をもって施行されました。その後数次にわたる市域拡張を経て、昭和2年に区制が施行され、鶴見区、神奈川区、中区、保土ヶ谷区及び磯子区の5区が設置されました。

昭和14年に、周辺町村との合併によって、人口は約87万人、市域はほぼ現在の区域になるとともに、港北区と戸塚区の2区が設置され、7区制となりました。また、戦時体制下の昭和18年には中区から南区が、昭和19年には西区が分離誕生しました。

昭和23年には、磯子区から金沢区が分離誕生し、10区制となりました。この10区制はその後20年間続きましたが、その間に市の人口は飛躍的に増加し、昭和23年当時86万人であったものが、昭和43年には200万人を超え、都市構造も大きな変貌を遂げました。

特に、南区、保土ヶ谷区、港北区及び戸塚区の郊外4区では、田畑が広がっていた地域や緑に覆われていた丘陵地帯の宅地化が急激に進行したため、昭和44年に再編成を行い、南区から港南区、保土ヶ谷区から旭区、港北区から緑区、戸塚区から瀬谷区がそれぞれ誕生し、14区制となりました。

その後も人口は郊外区を中心に引き続き増加したため、特に戸塚区は、人口・面積ともに横浜市行政区中最大となり、人口では相模原市、横須賀市に匹敵する規模になりました。

そこで、規模増大に伴う諸問題を解消するため、昭和61年に戸塚区の再編成を行い、新たに栄区、泉区が誕生して16区制となりました。

この結果、平成2年には港北区と緑区が人口・面積ともに全16区中1、2位を占め、人口は全政令指定都市の中でも最大規模になりました。

また、港北ニュータウンの進展・地下鉄3号線の開通などにより、一層の人口の増加と都市機能の集積が進んだため、平成6年、港北区及び緑区の区域を再編成し、新たに青葉区及び都筑区が誕生しました。

以降、横浜市は18区制となり現在に至っています。

## ■区役所が目指すこと

横浜市では、全市的に取り組む分野は局が担い、また、市民生活に密着した区域の課題は、身近な区役所で区長が先頭となって解決していくよう、他の指定都市に先んじて様々な区役所機能の強化に取り組んできました。

近年の少子・高齢化の急速な進展などによる市民の皆さんの意識やライフスタイルの変化に伴って、市民生活の課題はますます複雑化・多様化しています。

横浜市の区役所は、市民の皆さんに最も身近な「地域の総合行政機関」として、今後も幅広く、質の高い行政サービスの提供に努めていきます。また、地域で活動する様々な団体や市民の皆さんが連携して身近な地域課題の解決に取り組む「協働による地域づくり」を推進する「地域協働の総合支援拠点」として、地域支援に取り組んでいきます。

### 主な区の機能強化のあゆみ

年度	概要
平成	
6	<b>【地域の総合行政機関としての区役所の実現】</b> ・個性ある区づくり推進費の創設 各区の責任において執行できる予算を、1区1億円に増額し、地域の身近な課題や緊急的なニーズに、区がより主体的かつ迅速に対応
13	・福祉保健センターの設置 福祉事務所と保健所を統合し、福祉・保健の相談からサービス提供まで一体的に対応
16	・副区長の設置 ・区長による自律的な組織機構の組み換え 必要に応じて地域の実情に合わせた独自の執行体制の編成を区長が実施 ・区役所への市立保育所の編入 多様な保育ニーズに対応し、地域の子育て支援の拠点として活用
17	・区役所への土木事務所の編入 道路や公園分野のニーズに、より迅速にきめ細かく対応
19	・土曜開庁の全区展開 戸籍課・保険年金課・子ども家庭支援課の一部業務について、第2・第4土曜日に取扱い ・健康危機管理機能の強化 18保健所から1保健所18保健所支所体制とし、健康危機管理機能を強化
21	<b>【地域協働の総合支援拠点】</b>
22	・地域力推進担当の設置 市民主体による地域運営、協働による課題解決のための地域力向上を推進
25	・就労支援窓口「ジョブスポット」の開設
27	ハローワークとの連携による福祉サービスと就労支援の連携強化
28	・「横浜市区役所事務分掌条例」の施行 区役所が分掌する事務に加え、「地域の総合行政機関」及び「地域協働の総合支援拠点」としての区役所の役割や、区局連携・調整に関する事項を規定 ・区提案反映制度の創設 区役所のみでは解決が困難な課題に、区局がより一層連携して対応